

安芸高田市地域防災計画

(震災対策編)

令和4年6月
安芸高田市防災会議

～ 目 次 ～

第1章 総則	-----	1
第1節 目的	-----	2
第2節 基本方針	-----	2
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	-----	3
1 安芸高田市	-----	3
2 広島県	-----	3
3 安芸高田警察署	-----	3
4 指定地方行政機関	-----	4
5 指定公共機関	-----	4
6 指定地方公共機関	-----	5
7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	-----	5
第4節 安芸高田市の自然的条件	-----	7
1 地勢	-----	7
2 地質	-----	7
3 気候	-----	7
第5節 安芸高田市における過去の地震等	-----	8
第6節 被害想定	-----	10
1 想定地震	-----	10
2 被害想定結果	-----	15
第2章 災害予防計画	-----	23
第1節 防災まちづくりに関する計画	-----	24
1 方針	-----	24
2 防災上重要な公共施設の整備	-----	24
3 住宅、建築物等の安全性の確保	-----	24
4 ライフラインの整備	-----	25
5 防災性の高い都市構造の形成	-----	26
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	-----	28
1 方針	-----	28
2 配備動員体制の整備関係	-----	28
3 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達	-----	28
4 通信機能の整備関係	-----	29
5 自衛隊災害派遣関係	-----	30
6 避難対策のための整備関係	-----	30
7 医療、救護活動関係	-----	31
8 消防活動体制の整備関係	-----	32
9 輸送関係	-----	32
10 防災活動拠点の整備	-----	32
11 相互応援協力関係	-----	33

12	危険物等災害応急対策関係	33
13	救援物資の調達・供給活動関係	33
14	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	34
15	建設業等の担い手の確保・育成	34
16	空家状況の把握	34
17	男女共同参画部局との連携	35
18	文教関係	35
19	住宅対策関係	36
20	罹災証明書の発行体制の整備	36
第3節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	37
1	方針	37
2	実施責任者	37
3	備蓄対象資機材等の対象	37
4	備蓄に関する基本事項	37
5	備蓄及び調達体制の確立	38
第4節	危険物等災害予防計画	41
1	方針	41
2	実施内容	41
第5節	住民の防災活動の促進に関する計画	42
1	方針	42
2	防災教育	42
3	防災訓練	44
4	消防団への入団促進	45
5	自主防災組織の育成、指導	45
6	ボランティア活動の環境整備	46
7	企業防災の促進	47
8	市民運動の推進	48
第6節	調査、研究に関する計画	49
1	方針	49
2	実施責任者	49
3	実施項目	49
第7節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	50
1	方針	50
2	要配慮者に配慮した環境整備	50
3	社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	50
4	在宅の避難行動要支援者対策	51
5	避難行動要支援者名簿及び避難支援等関係者	52
6	要配慮者への啓発	53
7	介護ボランティアの育成	53
第8節	広域避難の受入に関する計画	54
1	方針	54
2	被災住民の受入	54
3	被災住民の受け入れが不要となった場合	54
4	県の支援	54

第3章 災害応急対策計画	-----	55
第1節 配備動員計画	-----	56
1 方針	-----	56
2 配備動体制	-----	56
第2節 災害情報計画	-----	64
1 方針	-----	64
2 地震に関する情報の種類と内容	-----	64
3 地震災害情報の収集伝達手段	-----	66
4 地震災害情報の収集伝達経路	-----	66
5 地震災害発生及び被害状況報告・通報	-----	67
第3節 通信運用計画	-----	76
1 方針	-----	76
2 広島県総合行政通信網の活用	-----	76
3 公衆電気通信設備の優先利用	-----	76
4 有線通信等が途絶した場合における代替措置	-----	77
5 通信施設の応急対策	-----	78
6 通信施設の機能確認及び運用訓練	-----	78
7 通信機器の供給の確保	-----	78
8 通信設備の電源の確保	-----	78
第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	-----	79
1 目的	-----	79
2 活動体制	-----	79
3 活動内容	-----	79
4 活動拠点の確保	-----	79
5 支援要請	-----	80
6 臨時ヘリポートの設定	-----	80
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	-----	83
1 方針	-----	83
2 災害派遣の対象となる応急対策の範囲	-----	83
3 災害派遣要請の要求等	-----	83
4 災害派遣要請要求の手続き	-----	83
5 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限	-----	84
6 災害派遣部隊の受入れ	-----	84
7 派遣に要する経費の負担	-----	85
8 災害派遣部隊の撤収要請	-----	85
第6節 受援計画	-----	86
1 方針	-----	86
2 実施内容	-----	86
第7節 救出計画	-----	88
1 方針	-----	88
2 被災者の救出	-----	88
3 自主防災組織、事業所等	-----	88

第8節 避難対策計画	89
1 方針	89
2 避難の指示等	89
3 避難の誘導	91
4 指定避難所の管理運営	92
5 広域的避難	93
6 避難行動要支援者の避難等	93
第9節 医療、救護計画	95
1 方針	95
2 実施内容	95
3 医療・救護	95
第10節 消防計画	97
1 方針	97
2 消防活動体制の整備	97
3 消防活動	97
4 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動	98
5 相互応援協力体制	98
6 慣事ストレス対策	98
第11節 警備、交通規制、交通確保計画	99
1 方針	99
2 警備対策	99
3 交通規制・交通確保対策	99
第12節 輸送計画	101
1 方針	101
2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲	101
3 輸送車両等の確保	101
第13節 広報・被災者相談計画	102
1 方針	102
2 広報活動	102
3 被災者相談活動	103
4 安否情報の提供等	103
第14節 危険物等災害応急対策計画	104
1 方針	104
2 危険物等災害応急対策	104
3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策	104
4 毒物劇物災害応急対策	104
第15節 水防計画	105
1 方針	105
2 応急対策	105
3 水防活動の応援要請	105
第16節 災害救助法適用計画	106
1 方針	106
2 災害救助法の適用	106
3 災害救助法の適用手続き	107
4 救助の種類、対象及び期間	107

5	市長への委任	109
第17節	食料供給計画	111
1	方針	111
2	実施責任者及び実施内容	111
3	実施方法	111
4	食料供給の適用範囲及び期間	111
5	使途及び経費	111
第18節	給水計画	112
1	方針	112
2	事前対策	112
3	実施責任者	112
4	給水の基準	113
5	飲料水等供給方法	113
第19節	生活必需品供給計画	114
1	方針	114
2	実施責任者	114
3	実施基準	114
4	実施方法	114
第20節	防疫計画	115
1	方針	115
2	防疫	115
第21節	廃棄物処理計画	116
1	方針	116
2	災害廃棄物処理計画	116
3	実施主体等	116
4	災害廃棄物の処理	116
5	災害廃棄物処理実行計画の作成	117
第22節	有害物質等による環境汚染防止計画	118
1	目的	118
2	実施方法	118
3	環境汚染防止の推進等	118
第23節	遺体の搜索、取扱い、埋葬等計画	119
1	方針	119
2	遺体の搜索	119
3	遺体の取扱い	119
4	遺体の埋火葬	119
第24節	文教・保育計画	121
1	方針	121
2	避難対策	121
3	生徒等への相談活動	121
4	応急教育対策	121
5	応急保育対策	123
6	学校等が地域の避難所となる場合の対策	124
7	公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	124
8	文化財に対する対策	124

第25節 公共施設等災害応急復旧計画	125
1 方針	125
2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	125
3 交通施設の応急復旧活動	125
4 治水施設等の応急復旧活動	125
5 治山施設等の応急復旧活動	126
6 その他公共・公益施設の応急復旧活動	126
7 住民への広報活動	126
第26節 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画	127
1 方針	127
2 電力施設の応急対策	127
3 ガス施設の応急対策	127
4 水道施設の応急対策	128
5 下水道施設の応急対策	129
第27節 その他施設災害応急対策計画	130
1 目的	130
2 防災重点ため池対策	130
3 空家対策	130
第28節 ボランティアの受入れ等に関する計画	131
1 目的	131
2 ボランティアの受入れ	131
3 専門ボランティアの受入れ等	133
4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	133
5 災害情報等の提供	133
6 ボランティアとの連携・協働	133
7 ボランティアの保険制度	133
第29節 住宅応急対策計画	134
1 方針	134
2 実施する応急対策の内容	134
3 実施責任者	134
4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	134
5 住宅の応急修理	135
6 公営住宅の提供	136
7 被災建築物応急危険度判定	136
8 被災宅地危険度判定	137
第4章 災害復旧計画	139
第1節 目的	140
第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	141
1 方針	141
2 各種調査の住民への周知	141
3 罹災証明書の交付	141
4 被災者台帳の整備	141

5 各種支援措置等	-----	141
6 市内諸団体の資金の充実	-----	143
第3節 被災者の生活確保に関する計画	-----	144
1 方針	-----	144
2 実施事項	-----	144
第4節 施設災害復旧計画	-----	148
1 方針	-----	148
2 復旧計画	-----	148
第5節 義援金、救援物資受入及び配分に関する計画	-----	149
1 方針	-----	149
2 義援金の受入れ及び配分	-----	149
3 救援物資の受入れ及び配分	-----	149

第1章 総則

第1節 目的

この計画は安芸高田市の地域に係る大規模な地震災害に対処するため、市、広島県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により作成している「安芸高田市地域防災計画」の震災対策編とし、この計画に定めのない事項については、「安芸高田市地域防災計画」に定めるところによる。
- 2 この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の地震災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 安芸高田市

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 地震災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 市内における公共的団体及び住民の防災組織の育成
- (11) 地震災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (13) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (14) 安芸高田市防災会議に関する事務
- (15) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報（警報）の利用などの周知・広報に努める

2 広島県

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 被災施設の応急復旧
- (6) 地震災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 被災児童、生徒に対する応急教育
- (8) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (9) 地震災害時におけるボランティア活動の支援
- (10) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (11) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (12) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報（警報）の利用などの周知・広報に努める

3 安芸高田警察署

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持

- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険個所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び指導
- (8) 不法事案の予防及び取締まり
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による被害救助及び災害復旧に対する協力

4 指定地方行政機関

(1) 国土交通省三次河川国道事務所

- ア 直轄公共土木施設の防災管理
- イ 洪水予警報等の発表及び伝達
- ウ 地震災害時における交通確保の実施
- エ 地震災害時における応急工事の実施

(2) 国土交通省土師ダム管理所

- ア 直轄公共土木施設の防災管理
- イ 洪水予警報等の発表及び伝達
- ウ 地震災害時における応急工事の実施

5 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社中国支社

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

(2) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）、株式会社NTTドコモ中国支社（以下「NTTドコモ」という。）

- ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理
- イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
- ウ 被災公衆電気通信設備の復旧
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
- オ 「災害用伝言板サービス」の提供

(3) 西日本高速道路株式会社（千代田・三次高速道路事務所）

- ア 管理道路の防災管理
- イ 被災道路の復旧

(4) 西日本旅客鉄道株式会社（広島保線区）

- ア 鉄道施設の防災管理
- イ 地震災害時における旅客の安全確保
- ウ 地震災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
- エ 被災鉄道施設の復旧

(5) 中国電力ネットワーク株式会社（三次ネットワークセンター）

- ア 電力施設の防災管理
- イ 地震災害時における電力供給の確保
- ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧

6 指定地方公共機関

(1) 広島電鉄株式会社、備北交通株式会社

- ア 地震災害時における旅客の安全確保
- イ 地震災害時における救助物資、避難者の輸送の協力

(2) 広島県厚生農業協同組合連合会（吉田総合病院）

- ア 地震災害時における医療、助産等救護の実施
- イ 負傷者の受入れ並びに看護

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 安芸高田市医師会

- ア 地震災害時における医療、助産等救護の実施
- イ 負傷者の受入れ並びに看護

(2) 安芸高田市歯科医師会

- ア 地震災害時における医療等救護の実施
- イ 負傷者の受入れ並びに看護

(3) 安芸高田市薬剤師会

医薬品等の備蓄及び調達体制の確立

(4) 広島北部農業協同組合

- ア 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 農林水産関係の市、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ウ 被災農林業者に対する融資及びそのあつ旋
- エ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあつ旋

(5) 社会福祉協議会

- ア 市、県の実施する応急対策、生活再建等に対する協力
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分

(6) 商工会

- ア 地震災害時における物価安定についての協力
- イ 災害救助要及び復旧用物資の確保についての協力

(7) 安芸北森林組合

- ア 災害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 農林水産関係の市、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ウ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあつ旋

(8) 病院等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設に出入りしている患者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等安全対策の実施

(9) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は建設機材の取扱いを行う施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 被災施設の防災管理
- ウ 被災施設の応急対策
- エ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- オ 災害復旧対策及び災害復旧への協力

(10) 社会福祉施設等の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設入所者に対する避難誘導等安全対策

第4節 安芸高田市の自然的条件

1 地勢

本市は、広島県の中北部に位置し、急峻な山岳はみられないが、鷹ノ巣山、大土山、犬伏山等大小様々な山に囲まれ、市域面積の約8割を山林が占めている。

その山間を縫って中央部を江の川が貫流し、中北部は丹治比川、生田川、本村川が東流してそれぞれ江の川に注ぎ、南部は三篠川が西流して太田川に合流している。

これらの河川に沿って帶状に平坦な小盆地が形成されているほか、比較的起伏の緩やかな丘陵が点在し、農地や宅地として利用されている。

こうした地勢は、穏やかな田園的景観を形成している反面、平坦地では洪水、山地部では土砂災害による災害発生の危険性を内在している。

また、水系は、江の川水系と太田川水系からなり、市域の南部が分水嶺となっており、江の川については、洪水調節及び下流沿川の農地かんがい用水の供給、さらには水資源の広域的な利用を図るため、広島市及び呉市等に都市用水供給、合わせて発電を行う多目的ダムである土師ダムが設置されている。

2 地質

本市の地質は、主として北部は花崗岩及び花崗斑岩、中南部は流紋岩、凝灰岩及び石英斑岩からなり、土性は、砂質又は粘土質で、砂質土壤については、雨水の貯留作用が乏しく、多雨に際して洪水を起こしやすい条件を有している。

3 気候

本市の気候は、北部は豪雪地帯、南部は積雪寒冷単作地帯に属し、年間の平均気温は13~14°C、年間降水量は平均1,400mm程度で、瀬戸内海の沿岸部に比べると、冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼で寒暖の差が大きい中国山地内陸性の特性を有している。

第5節 安芸高田市における過去の地震等

広島県内における過去の主な地震は、次表に示すとおりである。

本市の近年の地震については、平成30年の鳥取県西部地震で震度4を記録したが、被害は発生していない。平成13年の安芸灘地震では、震度5弱を記録し、家屋の一部損壊283棟の被害が発生している。平成26年3月の伊予灘地震においても震度5弱を記録し、橋梁1箇所が破損したほか家屋の一部損壊2棟、軽傷者1名の被害が発生している。

表 広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4± 0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享2年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0~ 7.4	広島城廻その他少しづつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4,734間、石垣損857.5間、田畠損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり(町・郡内で全潰家屋78、半潰68)。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6~1.7尺(0.5m)であった。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3~ 7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政4年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25± 0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原(呉市)で土堤割れなどあり。
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1± 0.2	中野村(北広島町)で亀裂(延長500m)を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かつた。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒壊し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落あり、広島停車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※嘉永7年11月27日 安政に改元

発生年	地震名	マグニチ ュード	被害の概要						
			被害総括						
			都市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 損壊
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5, 957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			賀茂郡		2	5		14	1
			佐伯郡			2	1		
			安佐郡		1	7		1	
			計	11	160	56	47	40	26
			出典：地震予防調査会報告、1905、No.53 ()内は、中央気象台の記録						
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8. 0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2						
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6. 2	呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の 一部崩壊などの被害があった。						
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県 南東部	4. 5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし [広島県調べ]						
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県 西部地震	7. 3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり、鳥取県を中心に 負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、一部 損壊 18,544 棟等の被害。また、述べ 17,402 戸が停電し、各地で断水などの被害 [内閣府(2003)]。広島 県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部 破損した。 [広島県調べ]						
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6. 7	広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重 軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。 [広島県 調べ]						
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4. 7	負傷者 4 (重傷 1、軽傷 3) 、住家一部損壊 2 棟 [広 島県調べ]						
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5. 4	負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]						
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6. 2	広島県：強いところで震度 5 弱。 軽傷者 9 名、住家一部破損 15 棟 安芸高田市：強いところで震度 5 弱。 軽傷者 1 名、家屋一部損壊 2 棟、 橋梁破損 1 箇所 (向原町長田「吉野橋」)						

【出典】広島県調べ、内閣府(2003)、平成 26 年 3 月伊予灘地震以外は、宇佐美龍夫
(1987)から抜粋

(内閣府(2003)：平成 12 年(2000)鳥取県西部地震について)

なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している

第6節 被害想定

広島県内に起こりうる大地震と地震発生時の人的・物的被害を想定した広島県地震被害想定調査（平成25年度）を基に、本市の被害を想定した。

1 想定地震

広島県地震被害想定調査では、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下地震を想定している。

表 I.4.1-1 選定した想定地震

想定地震	選定基準*			想定対象		参考
	①	②	③	地震	津波	
1 プレート間の地震						昭和21年（1946年）南海地震 安政元年（1854年）安政南海地震 宝永4年（1707年）宝永地震
南海トラフ巨大地震						
1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
2 プレート内の地震						平成13年（2001年）芸予地震 昭和24年（1949年）安芸灘 明治38年（1905年）芸予地震 安政4年（1857年）芸予地震
日向灘及び南西諸島海溝周辺						
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
3 地殻内の地震						平成12年（2000年）鳥取県西部地震 明治5年（1872年）浜田地震
中央構造線断層帯						
3) 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4) 石鎚山脈北縁		○	○	○	—	
5) 石鎚山脈北縁西部～伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6) 五日市断層		○	○	○		
7) 己斐～広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8) 岩国断層帯		○	○	○	—	
安芸灘断層群						
9) 主部		○	○	○	○	
10) 広島湾～岩国沖断層帯		○	○	○	○	
長者ヶ原断層帯						
11) 長者ヶ原断層～芳井断層	—	—	○	○	—	
どこでも起こりうる直下の地震						
どこでも起こりうる直下の地震 (23市町役場直下に震源を配置)	—	—	○	○	—	

*選定基準

- ①歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

【出典】広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月)

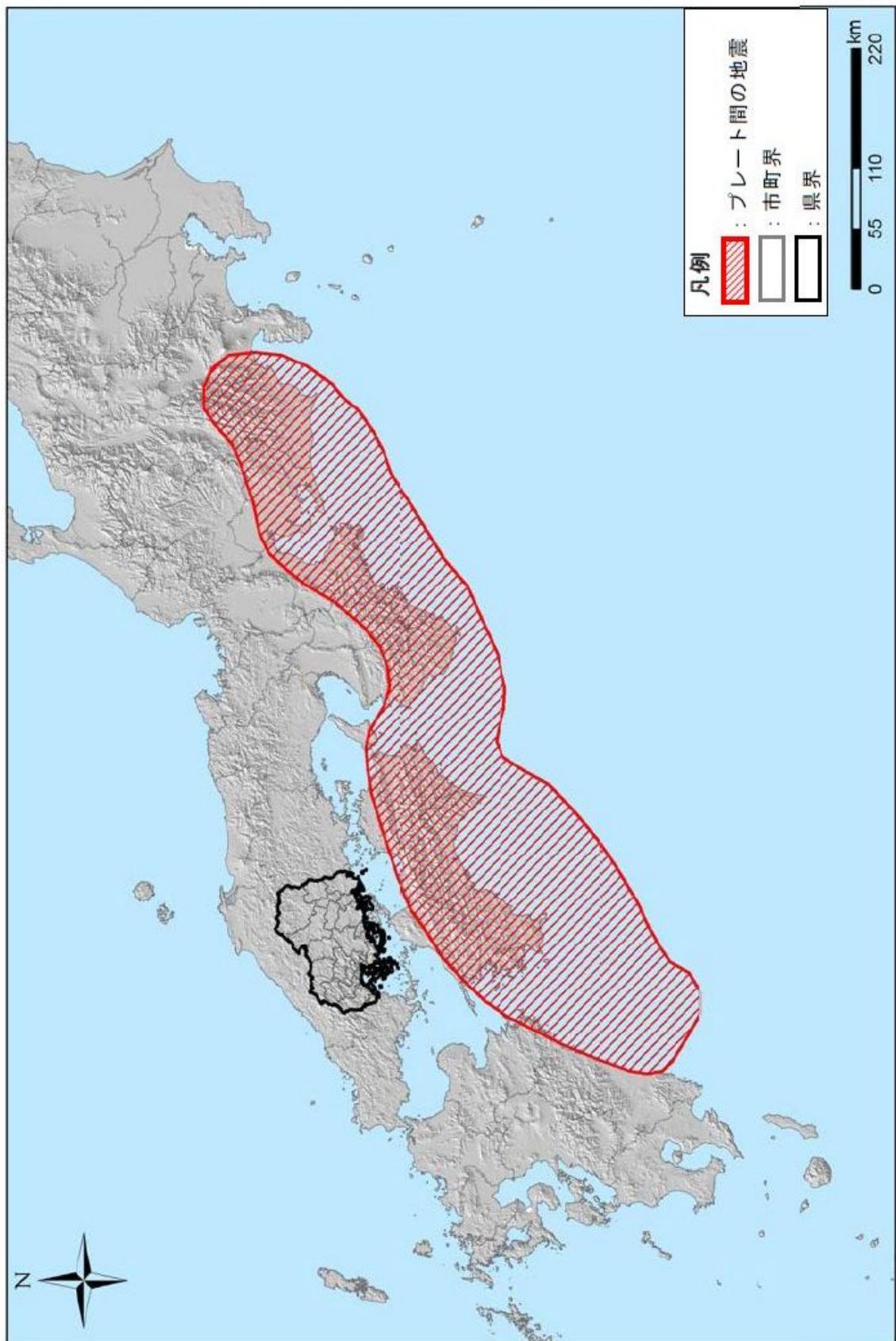


図 I.4.1-1 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）²⁷

【出典】広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月)

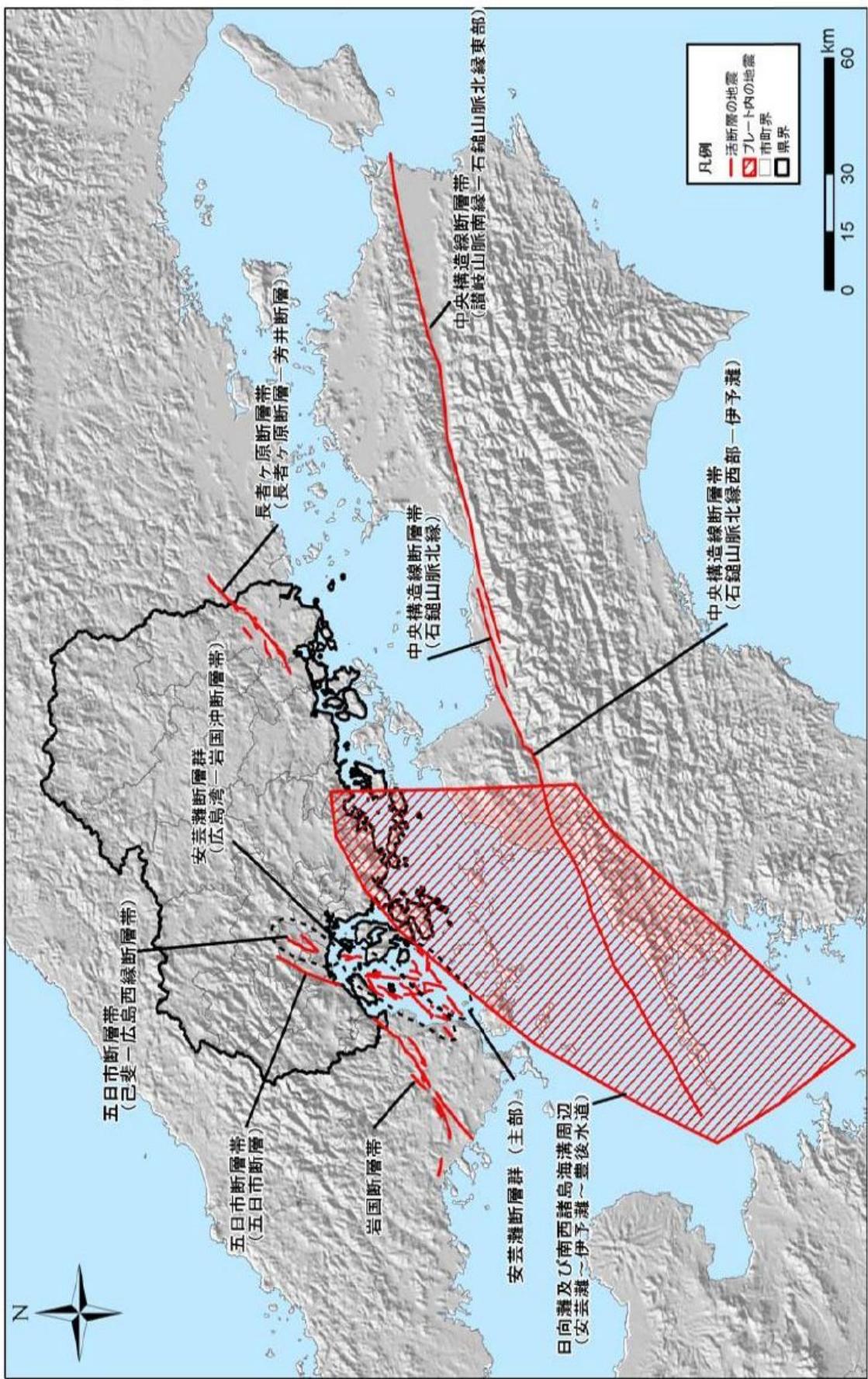


図 I.4.1-2 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 11, 28

【出典】広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月)

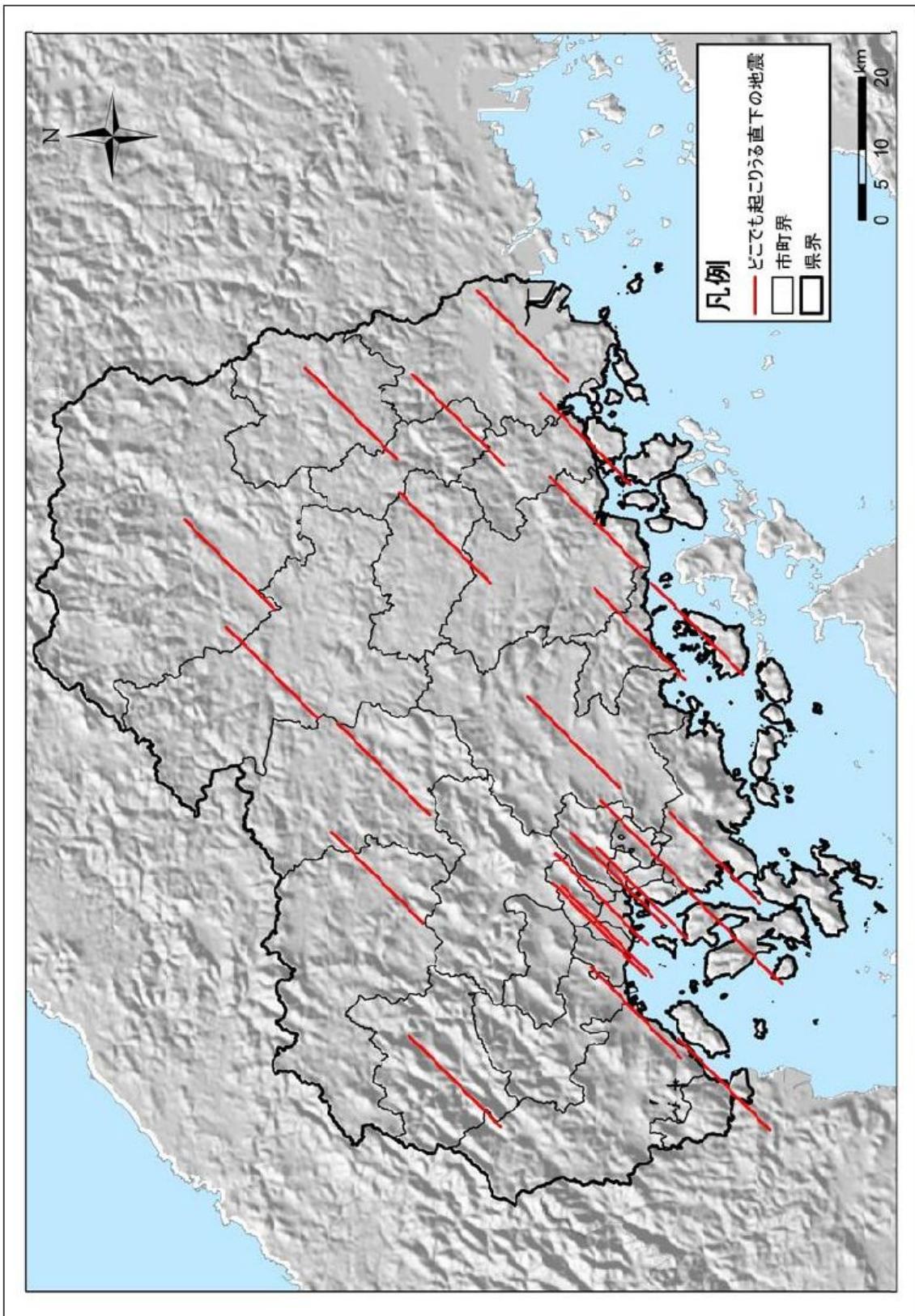


図 I.4.1-3 想定地震位置図（どこでも起こうる直下の地震）

【出典】広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月)

表 I.4.2-1 想定地震の諸元 27, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度、経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	— — , — —	—	—	—	—	—	9.0	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30-40°	約130km	20-30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁※2	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐－広島西縁断層帯(M6.5)※3	地殻内	北端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	7.0程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約211km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾－岩国沖断層帶)	地殻内	北東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層－芳井断層※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	—	—	(松田(1975)の式 $\log L = -2.9 + 0.6M$ により計算	—
どこでも起こりうる直下の地震※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	—	—	—	6.9	—	—

注：表中の数値等は、「内閣府の「南南海トラフの大規模地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。

地震動等の計算に用いたモルタルの詳細は、第IV編に整理した。

※1：気象庁マグニチュードは、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2：端部の位置、長さは岡村断層部分

※3：己斐－広島西縁断層帯(M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4：長者ヶ原断層－芳井断層は、本調査による結果を表示

※5：どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元（傾斜、長さ、幅、上端深さ等）は省略

地震調査研究推進本部(2009)：全国地震動予測値図。

地震調査研究推進本部(2010)：全国地震動予測値図。

地震調査研究推進本部(2011)：中央構造線断層帯(金剛山地東縁－伊予灘)の長期評価(一部改訂)について。

地震調査研究推進本部(2004)：五日市断層帯の長期評価について。

地震調査研究推進本部(2004)：日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について。

地震調査研究推進本部(2009)：安芸灘断層群の長期評価について。

2 被害想定結果

各想定地震の人的・物的被害の主な想定結果等について次表に示す。

本市については、安芸高田市直下地震での被害が最も大きく、次に南海トラフ巨大地震、その次に安芸灘～伊予灘～豊後水道の断層による地震による被害が大きいと想定されている。

表 安芸高田市の人的・物的被害の想定結果

項目	安芸高田市直下の地震	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道	五日市断層	己斐－広島西縁断層帯	長者原断層一芳井断層
震度7の面積率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
震度6強の面積率(%)	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
震度6弱の面積率(%)	15.8	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0
震度5強の面積率(%)	53.9	31.3	16.6	0.0	0.0	0.0
震度5弱の面積率(%)	26.1	67.9	77.9	1.8	1.6	0.7
震度4以下の面積率(%)	0.8	0.0	5.3	98.2	98.4	99.3
土砂災害発生箇所(危険度ランクA)	急傾斜地	54	1	0	0	0
	地すべり	0	0	0	0	0
	山腹崩壊	15	0	0	0	0
建物被害	全壊(棟)	1,411	179	2	2	1
	半壊(棟)	4,675	899	5	5	2
	焼失(棟)	9	0	0	0	0
	合計(棟)	6,095	1,078	7	7	3
人被的害	死者(人)	87	0	0	0	0
	負傷者(人)	1,119	79	0	0	0
	重症者(負傷者の内数)(人)	144	1	0	0	0
ライフライン被害	断水人口(人)	19,308	9,335	0	0	0
	停電件数(件)	902	31	0	0	0
避難者数(当日・1日後)	避難所	1,089	152	1	1	0
	避難所外	726	101	1	1	0

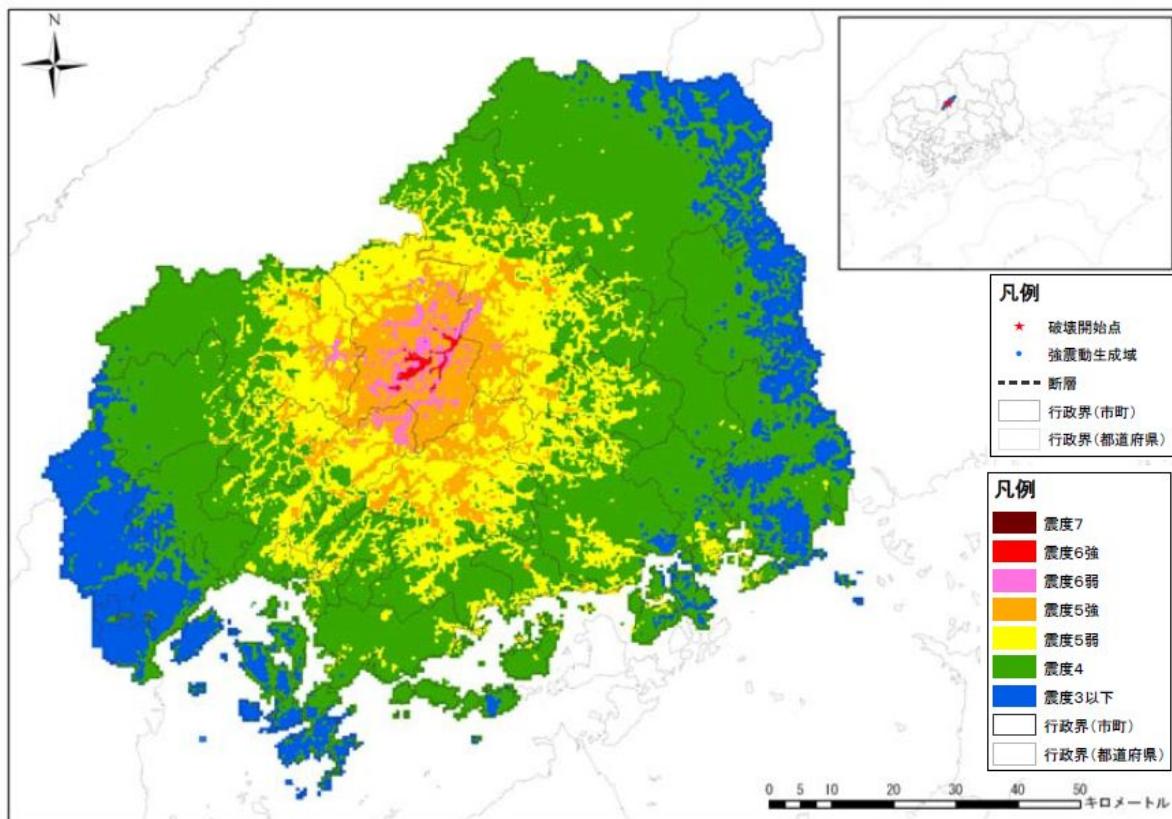
【出典】広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月) (抜粋)

項目		安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帶）	岩国断層帶	石鎚山脈北縁西部－伊予灘	安芸灘断層群（主部）	石鎚山脈北縁	讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
震度7の面積率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
震度6強の面積率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
震度6弱の面積率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
震度5強の面積率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
震度5弱の面積率(%)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
震度4以下の面積率(%)	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土砂災害発生箇所(危険度ランクA)	急傾斜地	0	0	0	0	0	0
	地すべり	0	0	0	0	0	0
	山腹崩壊	0	0	0	0	0	0
建物被害	全壊（棟）	0	0	0	0	0	0
	半壊（棟）	1	0	0	0	0	0
	焼失（棟）	0	0	0	0	0	0
	合計（棟）	1	0	0	0	0	0
人的被害	死者（人）	0	0	0	0	0	0
	負傷者（人）	0	0	0	0	0	0
	重症者（負傷者の内数）（人）	0	0	0	0	0	0
ライフライン被害	断水人口（人）	0	0	0	0	0	0
	停電件数（件）	0	0	0	0	0	0
避難者数（当日・1日後）	避難所	0	0	0	0	0	0
	避難所外	0	0	0	0	0	0

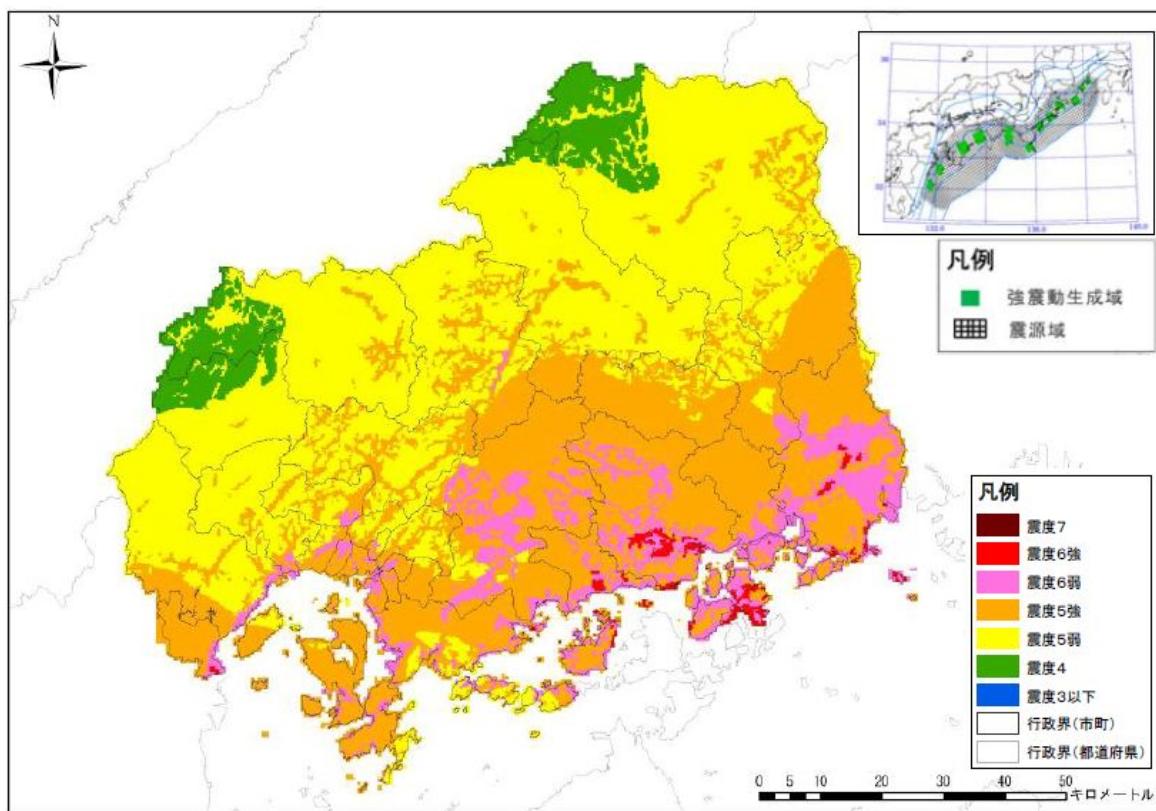
【出典】広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月) (抜粋)

震度分布図

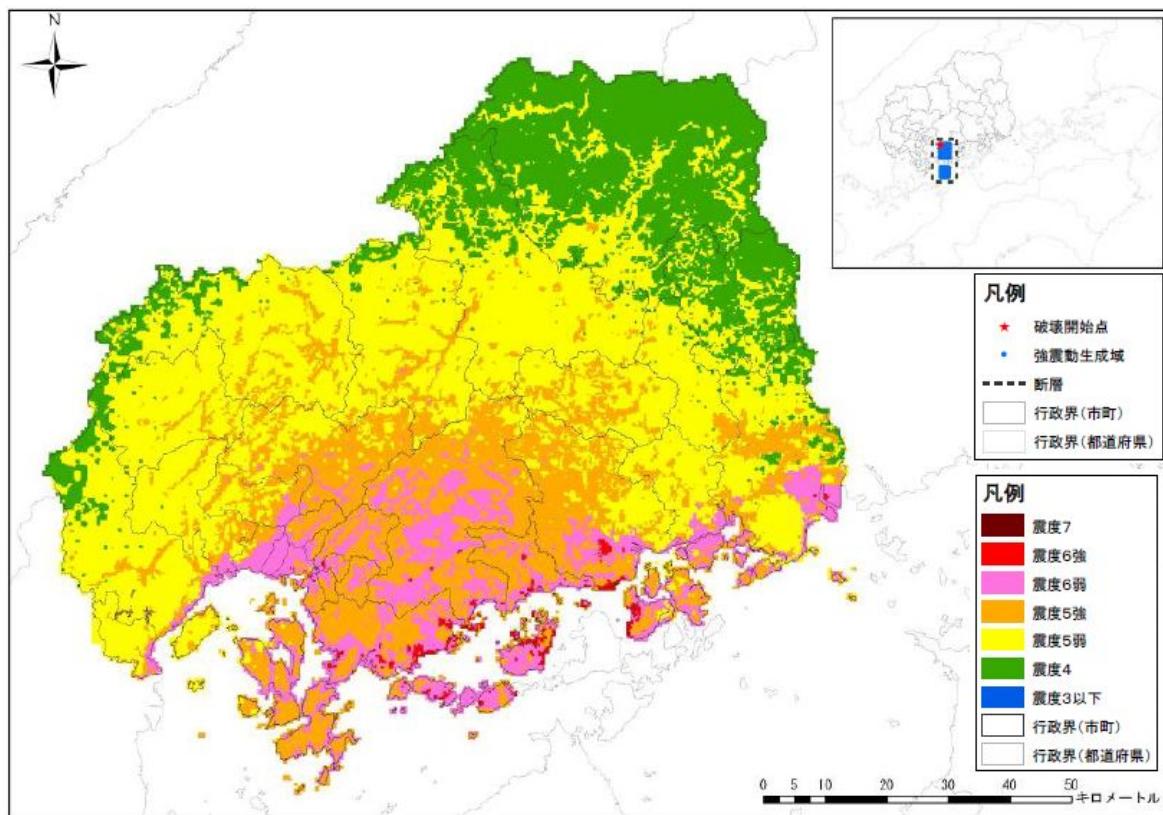
【出典】広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月)



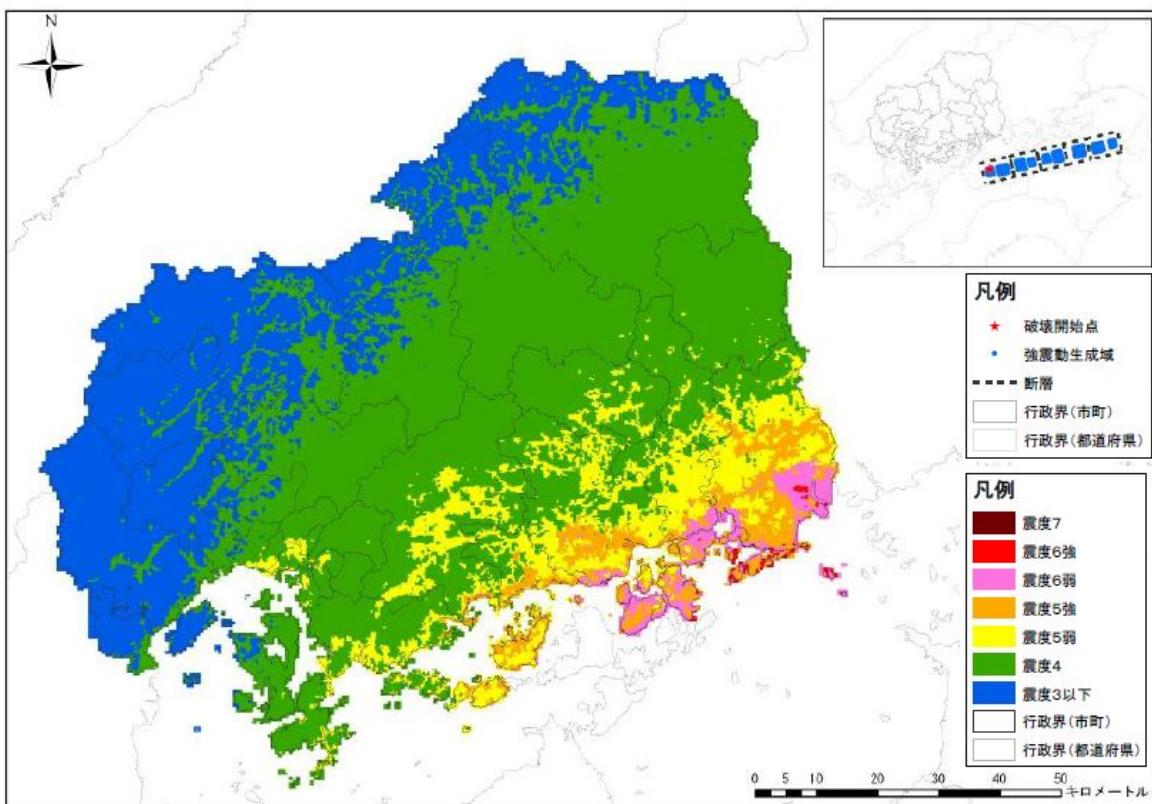
安芸高田市直下の地震



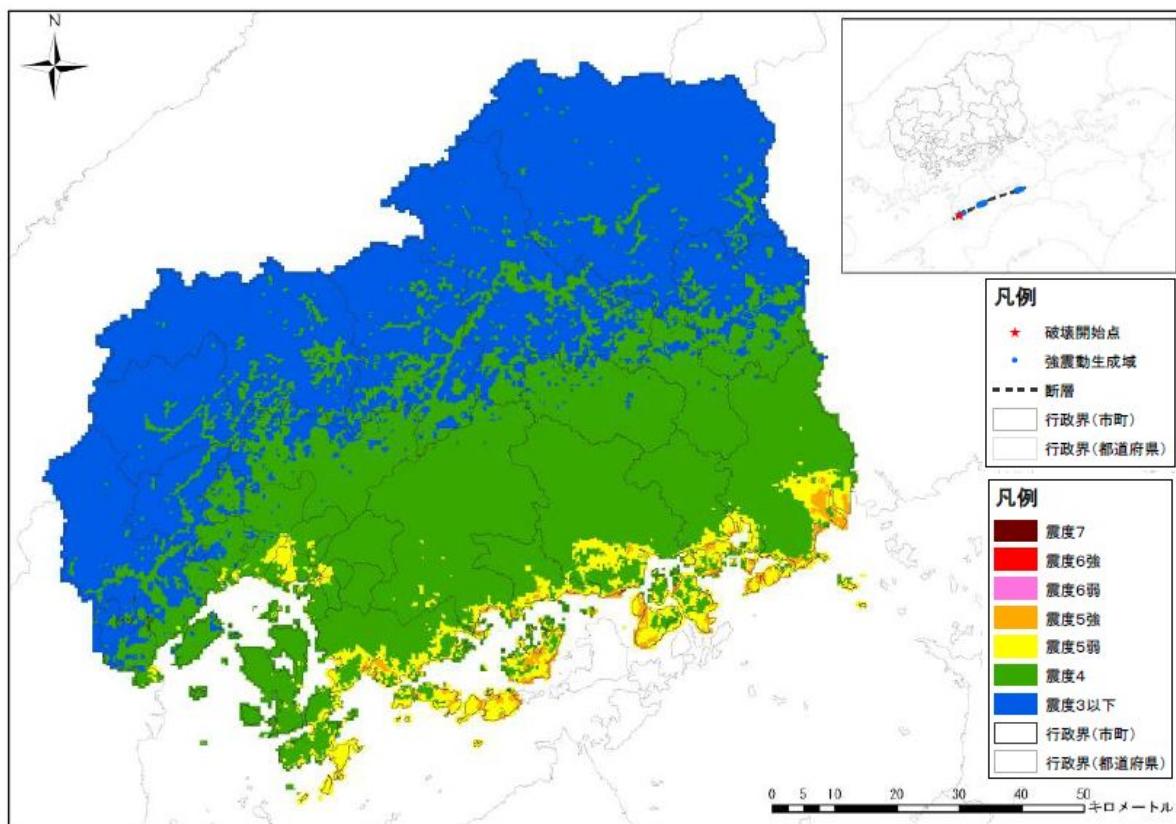
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



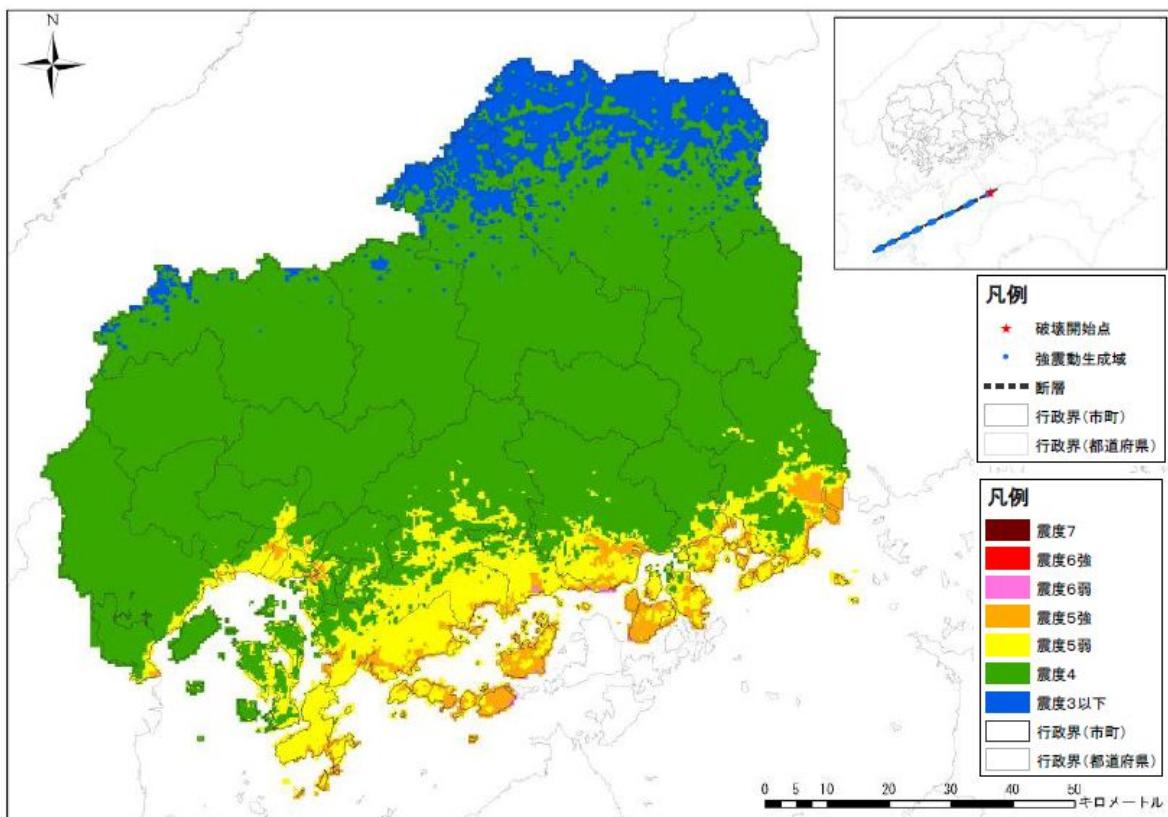
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（北から破壊）



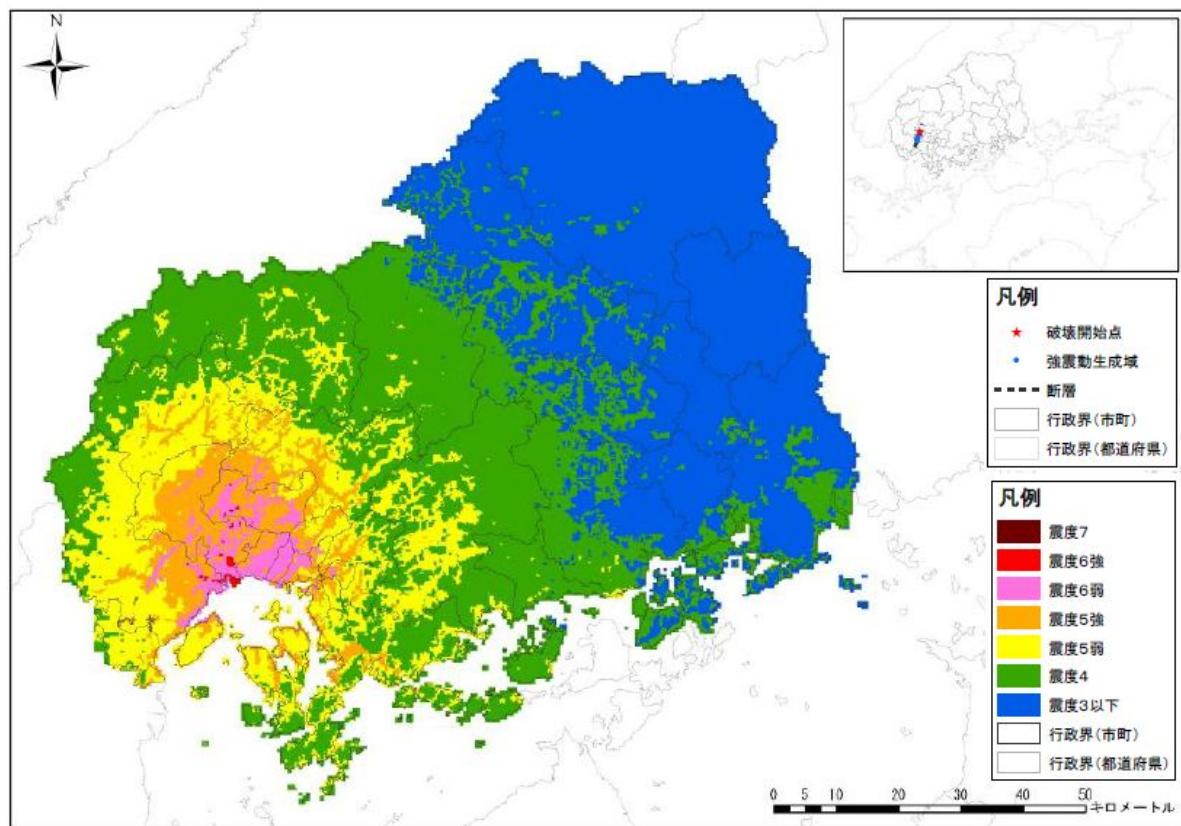
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（西から破壊）



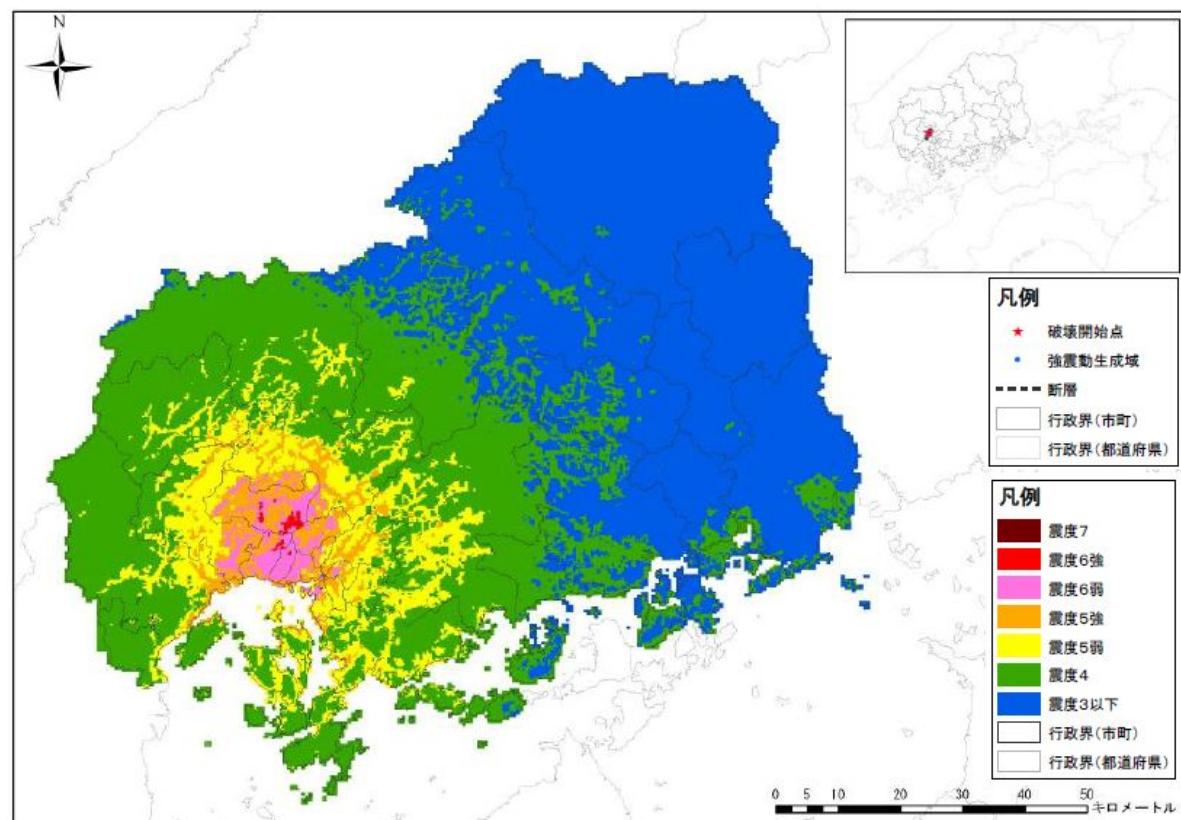
石鎚山脈北縁の地震（西から破壊）



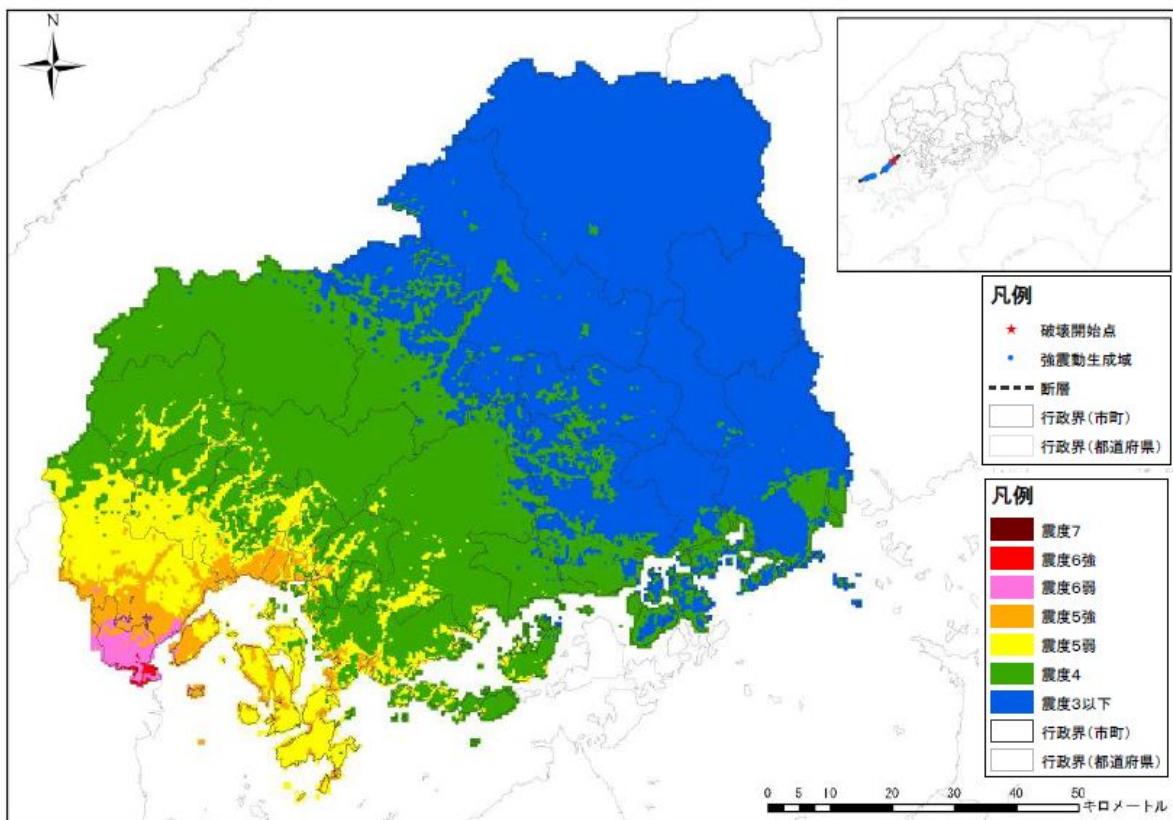
石鎚山脈北縁西部-伊予灘の地震（東から破壊）



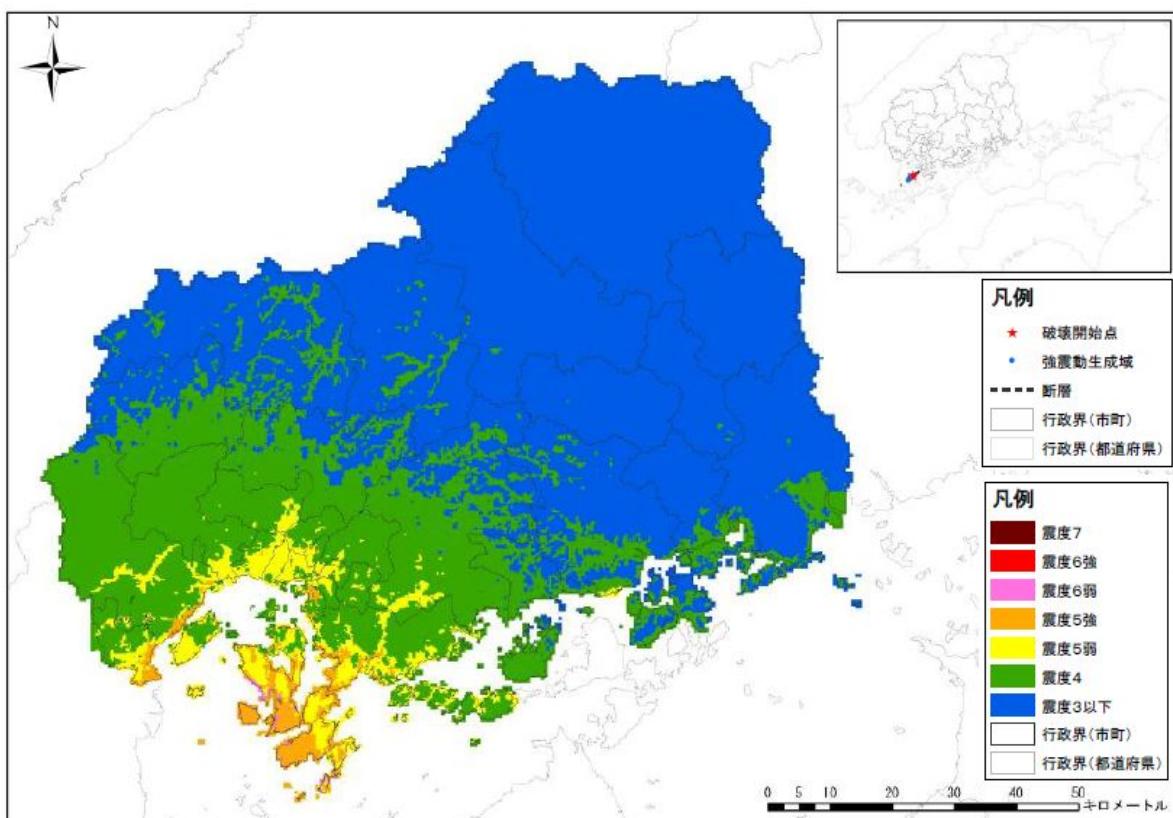
五日市断層の地震（北から破壊）



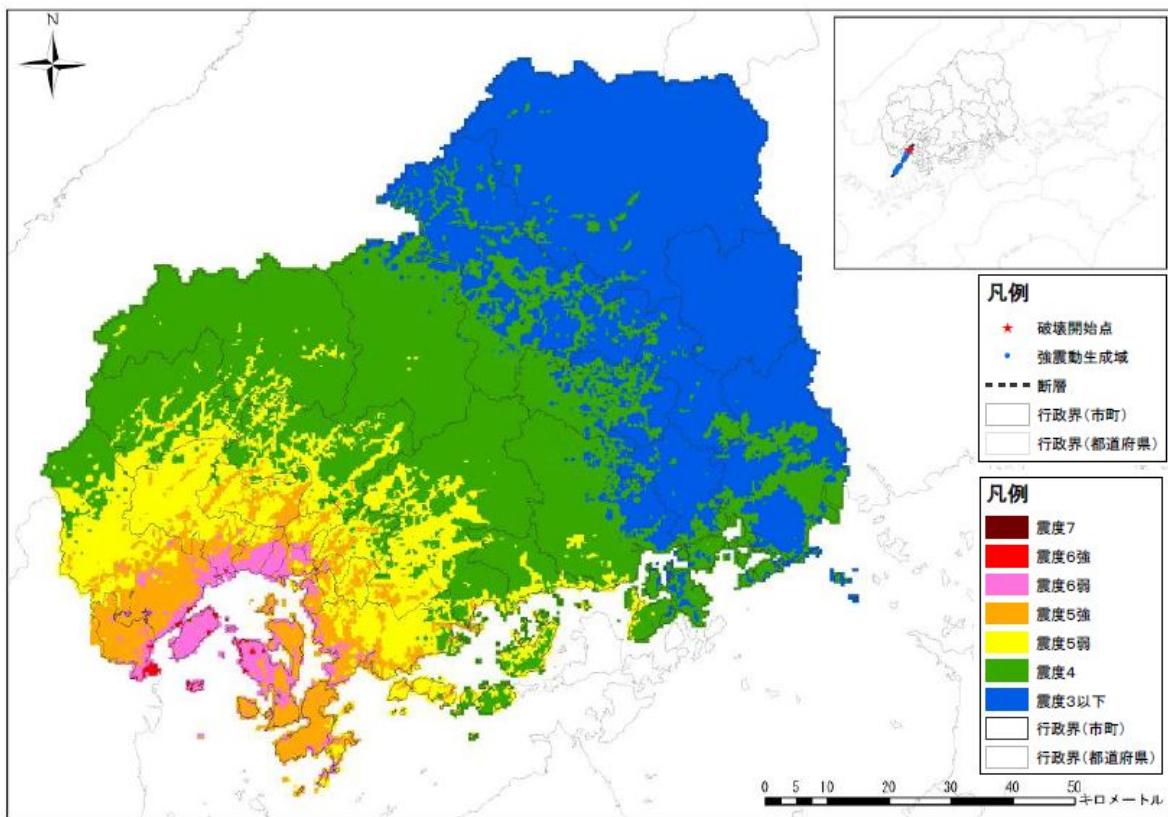
己斐-広島西縁断層帯の地震 (M6.5) (北から破壊)



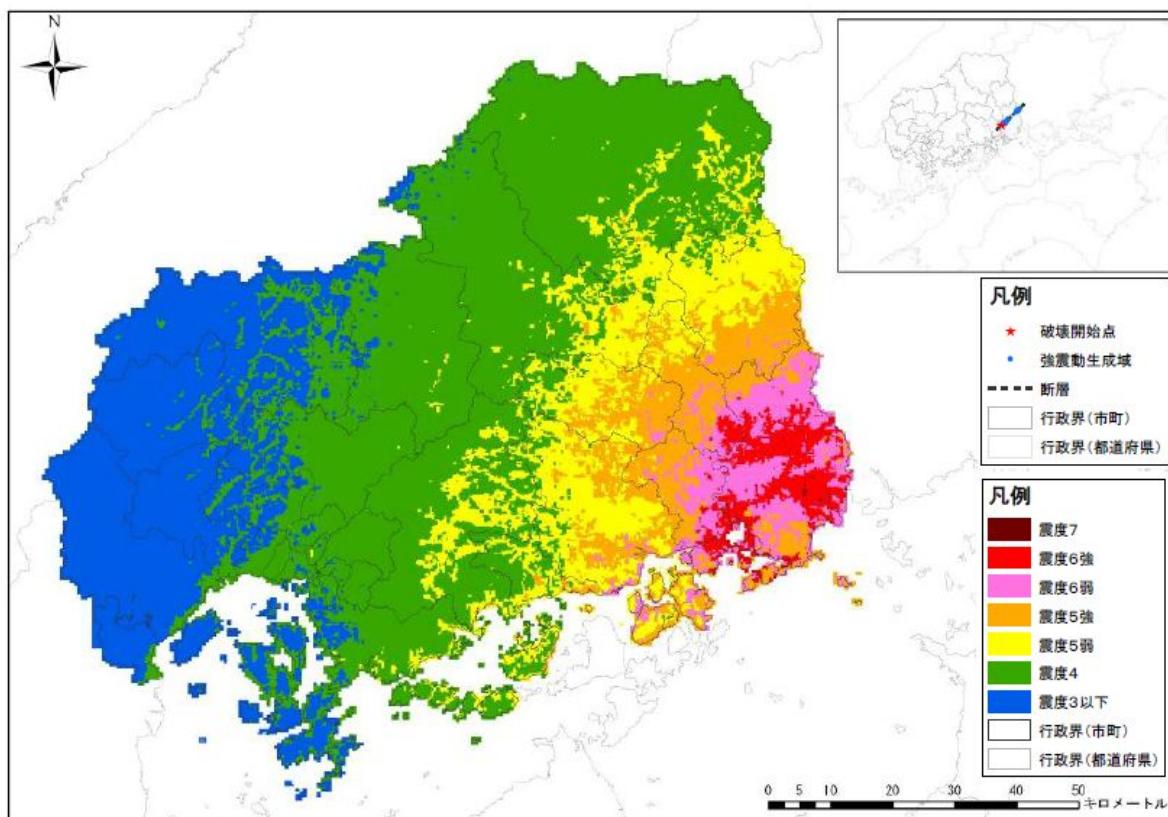
岩国断層帯の地震（東から破壊）



安芸灘断層群（主部）の地震（北から破壊）



安芸灘断層群（広島湾一岩国沖断層帯）の地震（北から破壊）



長者ヶ原断層一芳井断層の地震（西から破壊）

第2章 災害予防計画

第1節 防災まちづくりに関する計画

1 方針

大規模地震発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、防災上重要な公共施設について、耐震性、防災性の向上を図るとともに、市街地の計画的な整備により、災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造を形成するなど、住民が安心して生活できる災害に強いまちづくりを推進する。

2 防災上重要な公共施設の整備

(1) 防災上重要な建築物の整備

市庁舎、学校、病院等大規模地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

県及び市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発生時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

(2) 道路・橋梁の整備

ア 道路・橋梁については、緊急輸送道路に指定されている路線（中国縦貫自動車道、国道54号、主要地方道広島三次線・吉田瑞穂線、甲田作木線・浜田八重可部線）の重点的な点検、耐震性の向上に伴う必要に応じた補修、補強、架替を促進する。

イ 震災時に避難路確保、火災の延焼防止及び緊急物資の輸送ルート等防災機能が十分に發揮できるよう、耐震点検を行い、市道の体系的な整備を計画的に進める。

ウ 地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

エ ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、ヘリポートの維持管理等を計画的に行う。

オ 県及び市町は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川の整備

市内を流下する江の川や砂防指定内河川等について、堤防強化、地盤改良等河川管理者に河川整備を要望していくとともに、河川水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸等の整備を推進する。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

ア 広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

イ 木造住宅等一般建築物の耐震性については、広く住民の認識を深めるため、建築物相談の体制強化、建築士会の協力等により耐震工法、耐震診断、耐震補強等の重要性の周知を図る。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を推進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市内に所在する国・県・市等の文化財及びそれらを収容する資料館等の建築物について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(4) 市営住宅の耐震化の推進

既設市営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、防災性の向上を図るため、老朽化した市営住宅の改修・建替えを推進する。

(5) 土砂災害の防止対策の推進

かけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している市街地・集落周辺について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業を推進する。

4 ライフラインの整備

(1) 上水道

ア 災害時の被害を最小限とするため、水道施設を耐震化していくとともに、水源の多系統化、配水容量の増強等のバックアップ機能を強化する。

イ 被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

(2) 下水道

ア 既設の下水道施設について、耐震性の向上をはかるとともに、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

イ 災害時の通信手段を確保するため、下水道終末処理施設場への通信施設の設置を推進するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 個別処理区において自然災害に強い浄化槽の特徴を活かし、災害発生時の地域住民の公衆衛生の確保、生活環境の保全を図るため、地域の防災拠点及び市内各地に計画的に浄化槽を整備する。

(3) 電力

ア 耐震性の向上

変電施設について、予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計するなど、各施設の耐震性に配慮した設計を行う。

イ 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本として、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

(4) ガス

ア ガス施設全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。

イ 特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

ウ 既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震発生後の効率的な復旧対策のため、ガス管のブロック形成を行う。

(5) 通信施設

通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう、バックアップ通信施設の整備を図る。

(6) ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

5 防災性の高い都市構造の形成

(1) 建築物の不燃化の促進

新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法（昭和 23 年法律第 86 号）に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物についても、防火、避難施設の改善指導を行う。

(2) 防災空間の形成

ア 防災まちづくりの推進

密集地の災害危険度の把握を踏まえ、道路、公園、河川等による延焼遮断空間の確保、避難路、緊急通行路等の確保等安全性に配慮した総合的な土地利用を基本方針として、防災性の向上と良好な居住環境の形成を図る防災まちづくりを推進する。

イ 防災公園の整備

避難場所となる公園の整備を進めるとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を設置し、防災機能の充実を図る。

ウ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

エ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

オ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、イ

ンターチェンジ周辺、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

(3) まちづくり

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1 方針

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行うものとする。

2 配備動員体制の整備関係

(1) 市の配備動員体制

市長はあらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

(2) 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画書等において配備動員体制を定めておくものとする。

(3) 業務継続性の確保

県、市町等の防災関係機関は、地震災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に県、市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

3 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達

(1) 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(2) お太助フォン等による情報伝達

市は、お太助フォンによる伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所との情報連絡についても同様とする。

(3) 伝達手段の多重化、多様化

市は、住民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、お太助フォンを有効に活用するとともに、災害情報共有システム（Lーアラート）、広報車、報道機関、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練

やマニュアルの整備を行うものとする。

(4) 災害広報実施体制の整備

県及び市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(5) 情報の分析整理

県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

4 通信機能の整備関係

(1) 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

(2) 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備やお太助フォン等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

(3) 県及び市等は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

(4) 市は、地震災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入を図り、県との災害対策本部間の連絡を確保する。

(5) 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存のネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

(6) 通信施設については、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

(7) 通信機能を有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

(8) 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

5 自衛隊災害派遣関係

- (1) 市及び関係機関は、平素から、市及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。
- (2) 市及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。
- (3) 市及び防災関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。
ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けるものとする。

6 避難対策のための整備関係

市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火災等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

ア 指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ 福祉避難所

(ア) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよ

う努めるものとする。

- (イ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- (ウ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水等による浸水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 避難計画の作成

病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合は、これらの施設に入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全確保に努める。

保育園、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生、給食の実施方法について定める。

イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

7 医療、救護活動関係

- (1) 市は、地震被害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 県及び市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

8 消防活動体制の整備関係

(1) 市は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に、危険物を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震発生直後の消防吏(団)員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備を行い、消防水利の多元化を図る。

オ 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

カ 緊急消防救助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練の実施に努める。

キ 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

9 輸送関係

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

10 防災活動拠点の整備

安芸高田市吉田町山手の道の駅「三矢の里あきたかた」を、国道54号線に面する立地を活かし、広域的な人的物的支援の実施並びに近隣住民及び道路利用者の緊急避難の受け入れのための防災拠点とする。

また、近隣の避難施設である愛郷小学校及び可愛振興センターと連携した地域一体型の防災機能の核として位置付ける。

施設が有する機能

- ・避難支援機能
- ・道路災害情報等の提供機能
- ・物資輸送の支援機能
- ・災害復旧部隊（防災関係機関、市外の自治体）の活動支援機能

11 相互応援協力関係

ア 市及び防災関係機関は、あらかじめ応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

イ 県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

12 危険物等災害応急対策関係

地震の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

13 救援物資の調達・供給活動関係

県及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 県及び市は、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 市及び県は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携し、供給可能な数量、保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

ア 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

(ア) 水道施設の耐震性向上

- a 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

(イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強
- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

(ウ) 迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの支援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する

(3) 生活必需品等供給関係

市及び県は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品(以下「生活必需品等」という。)を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

県及び市は、国が構築する物資調達・輸送等調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

14 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

15 建設業等の担い手の確保・育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

16 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

17 男女共同参画部局との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局及び男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

18 文教関係

(1) 避難計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震災害など地域の状況を十分考慮して、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等について定めた避難計画を作成する。

(2) 応急教育計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来たさないよう配慮する。

(3) 園児・児童・生徒に対する防災教育

ア 市教育委員会は園児・児童・生徒に対する地震防災教育の実施について、市立学校の校長を指導する。

イ 市立学校の校長は、児童・生徒に対して住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童・生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震の基礎的な知識及び地震発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(4) 学校施設の耐震化

公立学校の設置者は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組を進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

学校法人等が設置する私立学校については、学校法人に対して、施設の耐震化の促進に向けて支援する。

(5) 文化財の保護

県及び市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を策定する。

イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を策定する。

(7) 教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

(8) 社会教育等を通じての啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地域防災に関する知識の普及、啓発を図り、住民がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

19 住宅対策関係

県及び市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災住宅危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

20 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について、検討するものとする。

第3節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 方針

地震の発生時における住民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

2 実施責任者

市は、県及び関係防災機関と協力し、災害時に必要な生活必需品、医療機材、防災機材を備蓄しておくものとする。

また、市は、各家庭及び企業に対し、備蓄を促進するための啓発を積極的に行う。

3 備蓄対象資機材等の対象

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

(2) 医薬品等医療資機材

(3) 防災資機材

ア 救助・救護用資機材

イ 消火用資機材

ウ 水防関係資機材

エ 流出油処理用資機材

オ 陸上建設機械

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

キ 被災宅地危険度判定資機材

4 備蓄に関する基本事項

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、市内に被害をもたらすと考えられる地震を対象とし、地域特性を考慮した被害想定調査結果や過去の災害事例を基に、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、広島県地震被害想定調査報告書や近年発生した地震の教訓を参考に品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等住民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業及び市が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要

配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

市庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館にも可能な限り備蓄するよう努める。

備蓄場所の確保に当たっては、広島県地震被害想定による地震動の大きさを考慮する。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

5 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

地震発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間程度の食糧・飲料水を普段から備蓄し、点検しておく。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

地震発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて、飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

地震発時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確

保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び市は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り1週間程度の生活必需品を普段から備蓄し、点検しておく。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて、物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

地震発生時において、応急対策を円滑に実施するために、市及び医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

備蓄に当たっては、家屋倒壊等による負傷者を想定して、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等のほか、多数患者の受け入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄を行うものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動で必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

市及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭及び縄等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

市及びその他防災関係機関は、オイルフェンス、オイルマット、油吸着剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

市及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の

調達のための連絡体制の確立に努める。

力 被災建築物応急危険度判定資機材

市は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

市は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票、判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確保等に努める。

第4節 危険物等災害予防計画

1 方針

地震による被害を最小限にとどめるため、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

このため、消防本部及び市は県と連携し、事業所に対して、日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努めるよう、適切な指導を行う。

2 実施内容

(1) 危険物施設

- ア 市及び消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。
- イ 市は、消防本部の消防力の強化に努めるとともに、県が実施する危険物取扱者に対する保安教育への参加、自主保安体制の確立を促進する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、市は県と連携して、次の対策の円滑かつ効果的な推進を図る。

- ア 防災マニュアルの整備
- イ 高圧ガス設備等の耐震化の促進
- ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備
- エ 地震対策用安全器具の普及
- オ L Pガス集中監視システムの普及

(3) 毒物劇物取扱施設

毒物又は劇物による事故災害を防止するため、市は、県と連携して、毒物劇物取扱施設に対する指導を行うとともに、保安体制の強化、施設の耐震化等を促進する。

第5節 住民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

地震災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、住民等に周知徹底し、災害の未然防止と、地震災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的として実施する。

(1) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

住民は、自らの身の安全を自らが守るという自覚を持ち、平常時から食糧、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など地震災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 住民等に対する防災知識の普及・啓発

県及び市は、防災関係機関や企業等と連携して、地震災害時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(7) 啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
 〈地震の時の心得〉
 - (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外に飛び出さないこと。
 - (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
 - (c) テレビやラジオ、携帯電話、インターネット、お太助フォン等により気象台等が発表する地震に関する情報を入手すること。
 - (d) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
 - (e) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
 - (f) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
 - (g) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
 - (h) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には未確認情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動すること。
 - (i) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。
- d 地震に対する一般知識
- e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
- h 災害情報の正確な入手方法
- i 出火の防止及び初期消火の心得
- j ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- k 自動車運転時の心得
- l 救助・救援に関する事項
- m 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- n 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- o 高齢者、障害者などへの配慮
- p 避難行動要支援者に対する避難支援
- q 各防災関係機関が行う地震災害対策
- r その他必要な事項

(4) 啓発方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- b テレビ、ラジオ、お太助フォン放送等放送施設の活用

- c 広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- d 映画、スライド等の活用
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- f 学校教育、少年消防クラブや幼年消防クラブの活動を通じての児童等に対する周知徹底
- g 女性防火クラブ等の育成指導
- h その他の方法

ウ 職員に対する教育

職員の地震災害時における的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技術の向上を図るとともに、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等を開催するほか、地震災害時における活動の手引き書等を作成し、配布するよう考慮するなど、防災教育の徹底を図る。

エ 児童生徒に対する教育

市は、児童生徒に対して、学校教育等を通じて地震に関する知識や避難の方法等について周知徹底を図る。

オ その他の防災関係機関による普及啓発

- (ア) 水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。
- (イ) その他の災害予防責任者においても地震に対する普及啓発活動を実施する。

カ 企業に対する普及啓発

企業の地震災害時の果たす役割は多く、防災活動の推進に努める必要がある。地震に対し、企業や企業職員の防災意識の高揚を図るための普及啓発活動を行う。

3 防災訓練

地震について必要な防災訓練を実施し、地震災害時における防災業務を迅速、的確かつ実効のあるものとすることを目的とする。

(1) 実施方針

- ア 防災関係機関はそれぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体を決定して実施する。
- イ 市防災会議は、自ら総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練を指導し、協力するものとする。

(2) 実施内容

市及び消防本部は、県や他の防災関係機関と協力し、防災関係機関の連携、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、おおむね以下に示す事項に基づき、市防災会議の主唱により、関係機関が合同して住民参加の防災訓練を行う。

- ア 訓練については、市防災会議及び各関係機関の協議等により、最も効果のある時期、場所、参加団体等を検討し、実効性のある訓練となるよう努める。
- イ 訓練実施結果については、総合評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。
- ウ 訓練実施科目は、おおむね次のとおりとする。
 - (ア) 災害対策本部体制の確立
 - (イ) 情報の収集・伝達及び通信の確保
 - (ウ) 災害広報
 - (エ) 水防活動
 - (オ) 消火活動
 - (カ) 防疫及び廃棄物対策
 - (キ) 交通規制及び緊急道路の確保
 - (ク) 炊き出し及び給水
 - (ケ) 通信施設・電力施設・水道施設の応急復旧
 - (コ) その他防災に関する活動

4 消防団への入団促進

(1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

- ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- イ (社)全国消防機器協会等会社社員の入団促進
- ウ 女性消防団員の入団促進
- エ 大学生等の若年層及びO B 消防職団員等の入団促進
- オ 消防団員の活動環境の整備
- カ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 自主防災組織の育成、指導

(1) 目的

地震災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施方針

- ア 市は、基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。
- イ 施設の設置者や管理者はあらかじめ防災計画を策定しておくとともに、県及び市

が行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施内容

- ア 市は、住民による自主防災組織の設置の必要性について、積極的かつ計画的に広報や指導を行い、防災に関する意識の高揚に努め、自主防災組織の育成を図る。
- イ 市は、消防本部及び安芸高田警察署と連携し、各自主防災組織の育成強化のため、次のような具体的な実施計画を作成し、実施事項を積極的に推進する。
 - (ア) 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
 - (イ) リーダー養成のための講習会等の開催
 - (ウ) 情報伝達訓練、避難所訓練等の防災訓練の実施指導
 - (エ) その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項
- ウ 自主防災組織は行政区を基本として、適正な単位に編成する。また、編成に当たっては、昼夜あるいは平日・休日の別なく活動できる編成に留意する。
- エ 自主防災組織は、災害を予防し、災害による被害を軽減するため、次の項目について、あらかじめ活動計画を定めるものとする。
 - (ア) 平常時の活動
 - a 情報の収集及び伝達体制の確立
 - b 防災知識の普及
 - c 防災訓練の実施
 - d 火気使用設備器具等の備蓄、整備
 - e 危険箇所の把握
 - f 避難方法の徹底
 - g リーダー等の研修
 - h 防災訪問の実施
 - (イ) 地震災害時の活動
 - a 被害の状況等情報の収集及び伝達
 - b 出火防止、初期消火
 - c 危険箇所の点検
 - d 避難誘導
 - e 避難行動要支援者の避難支援
 - f 救出救難
 - g 給食、給水、救援物資配給への協力

6 ボランティア活動の環境整備

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

(1) 実施内容

- ア 市は、平常時から地域団体、N P O ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、N P O ・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- イ 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及び

NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

エ 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

オ 市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、市は、それを支援する。

カ 地震災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、市社会福祉協議会、広島県社会福祉協議会市及びボランティア団体等で構成する「安芸高田市被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

7 企業防災の促進

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

(1) 実施内容

ア 市は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うよう努める。

イ 企業は、地震災害時の果たす役割（従業員や顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において地震災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策に係る業務に従事する企業等は、県・市町との協定の締結や防災訓練への参加等に努めるものとする。

このため、県、市及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

市、商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

県及び市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

8 市民運動の推進

(1) 目的

市民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって広島県が推進している「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るに適切な行動をとることができるように、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 内容

市民、自主防災組織等、事業者、市及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

- (ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。
- (イ) 災害の危険性をいち早く察知すること。
- (ウ) 自ら判断して適切な行動をとること

イ 普段から災害に備えるための行動目標

- (ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと
- (イ) 非常持ち出し品を準備することなど災害へ備えること。

第6節 調査、研究に関する計画

1 方針

この計画は、地震災害の被害を最小限にとどめるために、県が行う地震災害についての調査研究を基に、市として必要な調査研究を行い、震災時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上必要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

3 実施項目

- (1) 市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険判定調査を実施するよう努める。
- (2) 調査結果は防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第7節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立っている。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2 要配慮者に配慮した環境整備

(1) 市は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、地震災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対し的確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の充実に努める。

(2) 市は、「災害時多言語支援センター設置等に関する協定」に基づき、市国際交流協会、市社会福祉協議会と協働して、災害時の外国人支援を行う。

市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、市は国際交流協会に対して多言語支援センターの設置を要請し、多言語支援センターは対応マニュアルに基づき、外国人に対しての災害応急対策を実施する。

(3) 市は、新たな住宅地等の開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、地震災害発生時において施設利用者の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、社会福祉施設、病院等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置ができるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市及び社会福祉施設、病院等の経営者等は、地震災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

市は、高齢者や障害者等の在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者の安全を確保するため障害等に応じた緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 避難体制・環境の整備

ア 高齢者世帯・一人暮らし高齢者は、避難の行動等において、迅速に対応できない場合もあるので避難指示等を優先的に伝え、振興会、自主防災組織、消防署、消防団の協力を得て迅速な避難ができるよう、平素から災害に備え、準備する。

また、一人暮らし高齢者に対しては、緊急通報装置を活用し消防本部の協力を得て円滑な避難に努める。

イ 身体の障害等のため常時介護をする者の家族等は、これらの者を迅速に避難させるため、民生委員及び近隣者の協力を得て避難させるとともに、円滑な介護が受けられるよう努めるものとする。

ウ 市は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など環境の整備に努める。

(4) 防災器具等の普及・啓発

在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

- イ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- ウ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は市の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画

- ア 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。
- イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- ウ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- オ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- カ 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の避難誘導

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

5 避難行動要支援者名簿及び避難支援等関係者

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲その他避難行動要支援者名簿及び避難支援等関係者に関する必要な事項は、基本計画に定める。

6 要配慮者への啓発

- (1) 要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、地震災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。
- (2) 地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

7 介護ボランティアの育成

高齢者、障害者等について、避難した後の介護を適切に行うよう、介護ボランティアによる援助を提供する。このため、市社会福祉協議会において、平素から福祉団体職員、ホームヘルパー等の地震災害時の介護ボランティアの登録を積極的に行うとともに、これらの者に地震災害時の介護に関する研修を行うよう努める。

第8節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

災害対策基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受け入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

2 被災住民の受け入れ

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受け入れに関する協議があった場合、被災住民の受け入れについて、市と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受け入れられないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受け入れが不要となった場合

(1) 県は、被災都道府県から受け入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

(2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受け入れを行う場合において、市の受け入れ体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受け入れを行うため、必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 配備動員計画

1 方針

この計画は、市内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために、市職員の配備動員及び防災組織等に関する必要な事項を定める。

2 配備動員体制

(1) 配備体制

地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次の体制によって地震災害に対処する。

種 別	発 令 の 時 期	配 備 体 制
注 意 体 制	①市内に震度4以上の中規模以上の地震が発生したとき ②南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	情報収集及び連絡活動を中心として行い、状況により更に高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。
警 戒 体 制	①市内に震度4以上の中規模以上の地震が発生し、かつ災害が発生したとき ②震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき ③南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。
非 常 体 制	①市内に震度6弱以上の大地震が発生したとき ②震度5強の地震が発生し、かつ相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	
緊急非常体制	勤務時間外に、市内で震度5強以上の地震が発生したとき	初期活動を行う体制とする。

注:震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

(2) 緊急非常体制

ア 勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合は、初期活動体制を確保するため、全職員は周囲の安全を確認した上で、速やかに参集し、配備につくものとする。

なお、必要に応じて、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼するものとする。

参集する場所及び業務は、原則として次のとおりである。

参集場所：市庁舎（本庁及び各支所）

業 務 : 本部及び支部の設置、本部及び支部の通信連絡等初期活動体制の確立

(注)市庁舎(本庁及び各支所)が被災し、参集できない場合は、庁舎玄関前の外来駐車場とする。

イ 交通機関等の途絶、火災等により参集場所に参集できない場合

- (ア) 居住地に近接した参集可能な市の機関に参集し、災害対策本部と連絡をとるよう努める。
- (イ) 市の機関に参集できない職員の場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲内で災害対策本部に連絡するものとする。

ウ 緊急非常体制に基づく措置

- (ア) 市長が事故や不在時等の非常時には、副市長、危機管理監、若しくは、在庁職員の中で最上級者が代行して指揮を執るものとする。
- (イ) 緊急非常体制については、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に切り替えるものとする。

(3) 非常体制

ア 災害対策本部の設置

(ア) 自動的に本部を設置する場合

市内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。

(イ) 特に市長が必要と認めて設置する場合

市内において、震度5強の地震が発生し、かつ相当の規模に及ぶ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

なお、市長が事故や不在時等の非常時には、副市長、教育長、危機管理監、若しくは、在庁職員の中で最上級者が代行して指揮を執るものとする。

イ 非常体制に基づく措置

- (ア) 災害対策本部が設置された場合、本部員及び支部員の班長となる課長等は、当該班が実施すべき業務に関する要領をあらかじめ定め、所属職員に対し周知徹底させておく。
また、定めた要領は、事前に危機管理監危機管理課に提出しておくものとする。
- (イ) 災害対策本部の設置場所は本庁2階221会議室とし、当該施設が利用できない場合においては、別に市長が指示する。
- (ウ) 災害対策本部の本部長、副本部長、事務局長及び災害対策支部の支部長、副支部長については、あらかじめ職務代理者を定めておくものとする。
- (エ) 災害対策本部の本部長及び災害対策支部の支部長に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副本部長及び副支部長が指揮を執るものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

- (ア) 災害の種類、規模その他の状況により、特に被災現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部(以下、「現地本部」と言う。)を置くことができる。
- (イ) 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。

(4) 動員体制

ア 動員の対象

- (ア) 関係各課や他の市の機関は、各配備体制に応じて必要な要員を動員する。
- (イ) 各部長は、所管の部の「非常配備・動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。
また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。
- (ウ) 大規模な災害が発生し、要員が不足する場合は、危機管理監危機管理課が要員の動員及び調整を行う。
- (エ) 勤務時間外に災害対策本部を設置しなければならない事態が発生した場合は災害対策本部及び各部配備要員は、直ちに勤務場所に参集し、配備につくものとする。

イ 参集時の留意事項

参集途中において、交通機関の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として、参集可能な最寄りの学校、公民館等の市の機関等に参集し、市の機関等の長に対し到着の報告をし、直ちに、その指示に従い必要な業務を実施する。

ウ 報告・調査

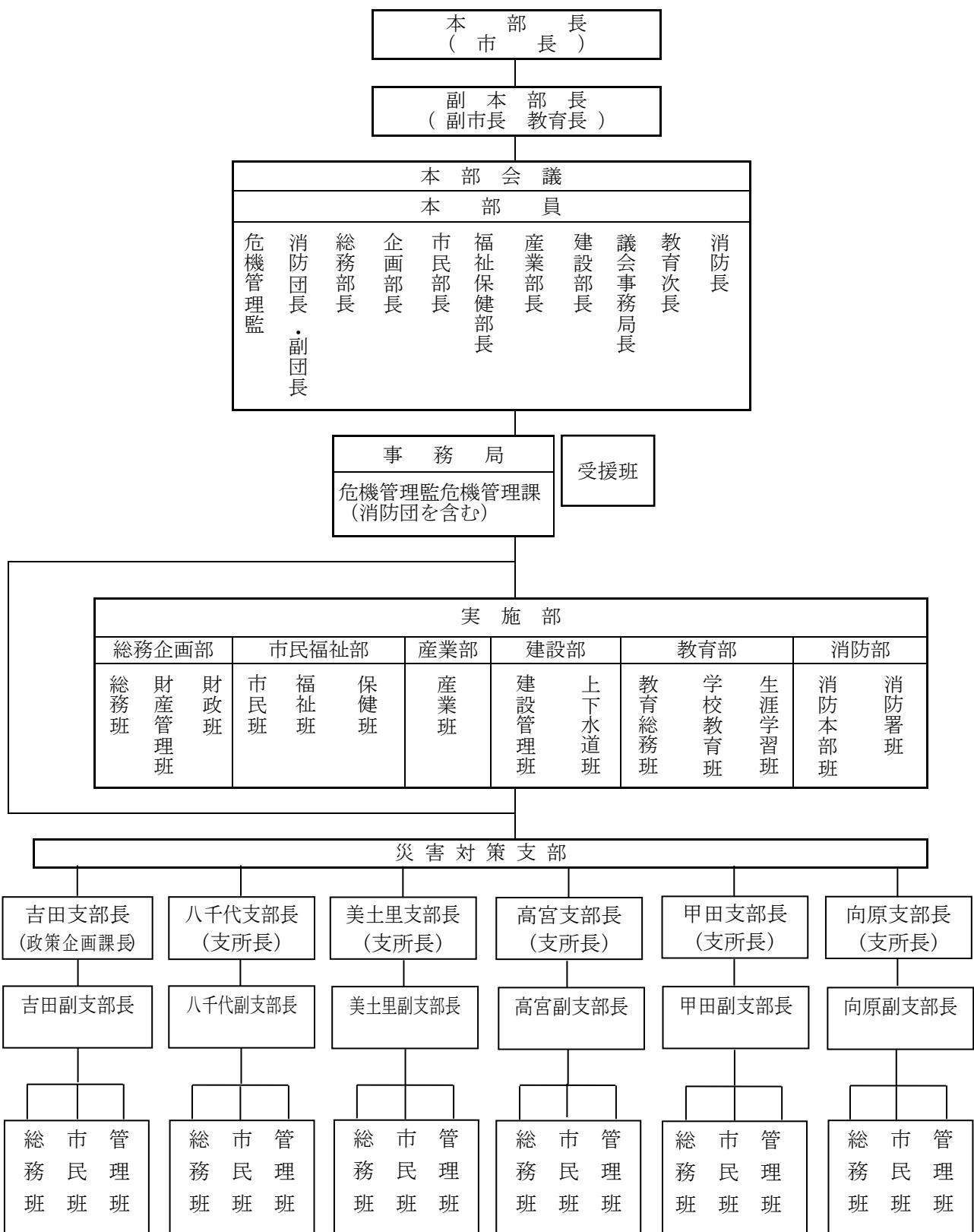
- (ア) 職員の到着の報告を受けた市の機関の長は、参集状況を把握して速やかに災害対策本部(動員班)に報告する。
- (イ) 災害応急対策を総合的に実施するため本部長は、震災時の状況及び応急措置の推移により、各部の業務の実態に応じて人的余裕のある各部の所属する職員を、応援を必要とする他の部に応援させるものとし、災害応急対策を総合的に実施するものとする。

(5) 災害対策本部の組織

災害対策本部及び支部の組織図、運営及び分掌事務については、次のとおりとし、この計画に定めるもののほかは、安芸高田市災害対策本部条例に定めるところによる。

■災害対策本部組織図（震災）

* 基本編の災害対策本部組織図と同内容



■災害対策本部の組織及び分掌事務（震災）

* 基本編の災害対策本部と同内容

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
本部 (危機管理監) (消防団長)	本部事務局 (危機管理課長) 消防団 (消防団副団長)	危機管理課 各分団	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 2 災害対策本部の庶務に関すること 3 本部長の特命に関すること 4 災害応急対策の企画に関すること 5 県災害対策本部との連絡調整に関すること 6 防災関係各機関との連絡調整に関すること 7 自衛隊及び他の地方公共団体に対する応援に 関すること 8 気象状況の収集伝達に関すること 9 災害救助法の総括に関すること 10 消防活動（消防本部との連携）に関すること 11 消防関係情報の収集及び報告に関すること 12 避難指示等の伝達に関すること
総務企画部 (総務部長) (議会事務局長) (企画部長)	総務班 班長相当職 (総務課長)	総務課 秘書広報課 行政委員会総合事務局 議会事務局	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 総務企画部の総括に関すること 3 各部各班各支部との連絡調整に関すること 4 災害視察者及び見舞客の接遇に関すること 5 自衛隊及び他の機関の応援職員の厚生に関すること 6 被災者相談窓口に関すること 7 罹災証明の発行に関すること 8 職員の動員に関すること 9 職員の配置状況のとりまとめに関すること 10 職員の支部派遣に関すること 11 職員の給食及び衛生管理に関すること 12 部内、部外の応援に関すること 13 議会対応に関すること 14 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に 関すること 15 記録写真、記録映画等の作成に関すること 16 避難情報の伝達に関すること 17 受援班（人的支援）に関すること
	財産管理班 班長相当職 (財産管理課長)	財産管理課	1 車両の調整及び緊急輸送計画に関すること 2 市庁内及び所管財産の災害予防及び応急復旧に 関すること 3 公有財産（普通財産）の緊急使用許可に関すること 4 緊急資機材物品等の調達及び借り上げに関すること 5 庁内電話回線の保守管理に関すること
	財政班 班長相当職 (財政課長)	財政課 政策企画課	1 民間団体に対する協力要請に関すること 2 災害関係経費に関すること 3 災害対策の予算の措置に関すること 4 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する県、国 との連絡に関すること

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
市民福祉部 (市民部長) (福祉保健部長)	市民班 班長相当職 (総合窓口課長)	総合窓口課 税務課 社会環境課	1 市民部の総括に関すること 2 食品供給計画に関すること 3 非常炊き出しに関すること 4 食料(義援食料含む)の調達及び支給に関すること 5 清掃作業関係の総括に関すること 6 被災地域の清掃に関すること 7 ごみ処理に関すること 8 清掃施設の被害調査及び応急復旧に関すること 9 遺体の埋火葬に関すること 10 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営に関すること 11 被災者及び家屋の被害調査に関すること 12 税等の減免に関すること 13 証明発行手数料の減免に関すること
	福祉班 班長相当職 (社会福祉課長)	社会福祉課 子育て支援課 保険医療課	1 福祉保健部の総括に関すること 2 社会福祉施設等の被害状況の調査報告及び応急措置に関すること 3 被災者の受入れ及び介護の総括に関すること 4 被災者の応急相談に関すること 5 日本赤十字社等社会福祉団体との連絡に関すること 6 応急救助物資の配布及び貸与に関すること 7 義援金品の受付及び配分に関すること 8 遺体の捜索及び対策に関すること 9 迷子に関すること 10 高齢者世帯、障害者世帯等の救護に関すること 11 障害者・独居老人等の安否確認に関すること 12 災害見舞金に関すること 13 避難行動要支援者支援に関すること 14 受援班(物的支援)に関すること 15 物資集配拠点の運営に関すること
	保健班 班長相当職 (健康長寿課長)	健康長寿課	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関すること 3 被災地域及び避難所における伝染病の予防及び調査に関すること 4 被災地域の防疫活動に関すること 5 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること 6 医療救護活動に関すること
産業部 (産業部長)	産業班 班長相当職 (地域営農課長)	地域営農課 農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局	1 産業振興部の総括に関すること 2 農産物及び家畜の被害調査に関すること 3 苗、種子、肥料、消毒薬剤、飼料等の確保及びあつ旋に関すること 4 家畜の防疫に関すること 5 農業被害に対する金融措置に関すること 6 農業協同組合等との連絡調整に関すること 7 農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること 8 林産物の被害調査に関すること 9 山林、林道、林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
産業部 【続き】			10 林業被害に対する金融措置に関すること 11 森林組合等との連絡調整に関すること 12 漁業被害に対する金融措置に関すること 13 漁業協同組合等との連絡調整に関すること 14 商工業の被災状況の調査に関すること 15 被災中小企業に対する金融措置ならびに経営指導及び相談に関すること 16 商工団体との連絡調整に関すること 17 観光客に関すること 18 観光施設の被災状況に関すること
建設部 (建設部長)	建設管理班 班長相当職 (管理課長)	管理課 建設課	1 建設部の総括に関すること 2 市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること 3 被災住宅の融資の相談に関すること 4 住居に係る障害物の除去に関すること 5 応急住宅の建設工事及び応急修理に関すること 6 応急架設住宅入居者の選定に関すること 7 復旧に係る建築指導及び相談に関すること 8 排水樋門の被害調査及び応急復旧に関すること 9 土木関係災害復旧事業の総括に関すること 10 道路関係の被害調査及び応急復旧に関すること 11 橋梁その他土木関係被害の調査及び応急復旧に関すること 12 河川関係の被害調査及び応急復旧に関すること 13 危険箇所等の警戒巡視に関すること
	上下水道班 班長相当職 (上下水道課長)	上下水道課	1 上下水道施設の被害調査及び応急復旧並びに暫定復旧計画策定に関すること 2 上下水道施設の運転監視に関すること 3 し尿処理に関すること 4 指定工事店との連絡調整に関すること 5 復旧資材等の調達に関すること 6 第三者被害防止対策に関すること 7 支援受け入れ準備に関すること 8 支援要請(各種団体)に関すること 9 管理業者との連絡調整に関すること 10 給水箇所水源の確保に関すること 11 飲料水確保対策及び給水箇所設置に関すること 12 支援団体との調整に関すること 13 溢水の解消に関すること
教育部 (教育次長)	教育総務班 班長相当職 (教育総務課長)	教育総務課 学校統合推進室	1 教育部の総括に関すること 2 学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること 4 通学路の情報収集に関すること 5 部内の応援に関すること 6 被災学校の保健衛生に関すること 7 給食センター施設の被害調査及び応急復旧に関すること 8 幼稚園の施設、適応指導教室の被害調査及び応急復旧に関すること

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
教育部 【続き】	学校教育班 班長相当職 (学校教育課長)	学校教育課	1 児童生徒、教職員の情報収集に関すること 2 休業等の情報収集に関すること 3 教職員等の動員に関するこ 4 園児等の情報収集に関するこ 5 被災児童及び生徒の教科書、学用品等の被害調査に 関すること 6 被災学校、児童、生徒の応急教育に関するこ 7 被災児童及び生徒の学用品の調達斡旋に関するこ
	生涯学習班 班長相当職 (生涯学習課長)	生涯学習課	1 文化施設、体育施設等の被害調査及び応急復旧に 関すること 2 文化財の被害調査及び災害復旧に関するこ
消防部 (消防長)	消防本部班 (消防総務課長)	消防本部	1 気象予警報の収集に関するこ 2 洪水予報、水防警報の収集に関するこ 3 消防関係情報の収集及び報告に関するこ 4 消防関係機関等との調整に関するこ 5 危険物貯蔵・仮取扱いの使用許可等に関するこ 6 火災罹災証明の発行に関するこ
	消防署班 (消防署長)	消防署	1 消防活動に関するこ 2 火災原因調査に関するこ

■災害対策支部の組織及び分掌事務

支部名	班名	主たる構成員	分掌事務
各支部 支部長 吉田 (政策企画課長) 各支所 (支所長)	総務班	吉田 総務部 企画部 会計課 行政委員会総合事務局 各支所 窓口係 支所配置職員	1 災害対策本部との連絡調整に関するこ 2 支部の庶務に関するこ 3 情報の収集に関するこ 4 職員の動員・配置状況に関するこ 5 民間団体に対する協力要請に関するこ 6 気象状況の収集伝達に関するこ 7 被災者相談窓口に関するこ 8 罹災証明の発行に関するこ 9 避難情報の伝達に関するこ 10 消防団との連絡調整に関するこ
	市民班	吉田 市民部 福祉保健部 各支所 窓口係 支所配置職員	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営に 関すること。 2 被災者及び家屋の被害調査に関するこ 3 社会福祉施設等の被害状況の調査報告 及び応急措置に関するこ 4 被災者の受入れ及び介護に関するこ 5 被災者の応急相談に関するこ 6 避難行動要支援者支援に関するこ
	管理班	吉田 産業部 建設部 農業委員会事務局 各支所 窓口係 支所配置職員	1 農畜産物及び家畜の被害調査に関するこ 2 農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に 関すること 3 山林、林道、林業施設の被害調査及び応急復旧に 関すること 4 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関するこ 5 道路関係の被害調査及び応急復旧に関するこ 6 河川関係の被害調査及び応急復旧に関するこ 7 上下水道の被害調査及び応急復旧に関するこ 8 し尿処理に関するこ 9 危険箇所等の警戒巡視に関するこ

第2節 災害情報計画

1 方針

この計画は、地震が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震に関する情報の種類と内容

(1) 発表基準

ア 県内で震度1以上の地震を観測したとき。

イ その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

(2) 種類及び内容

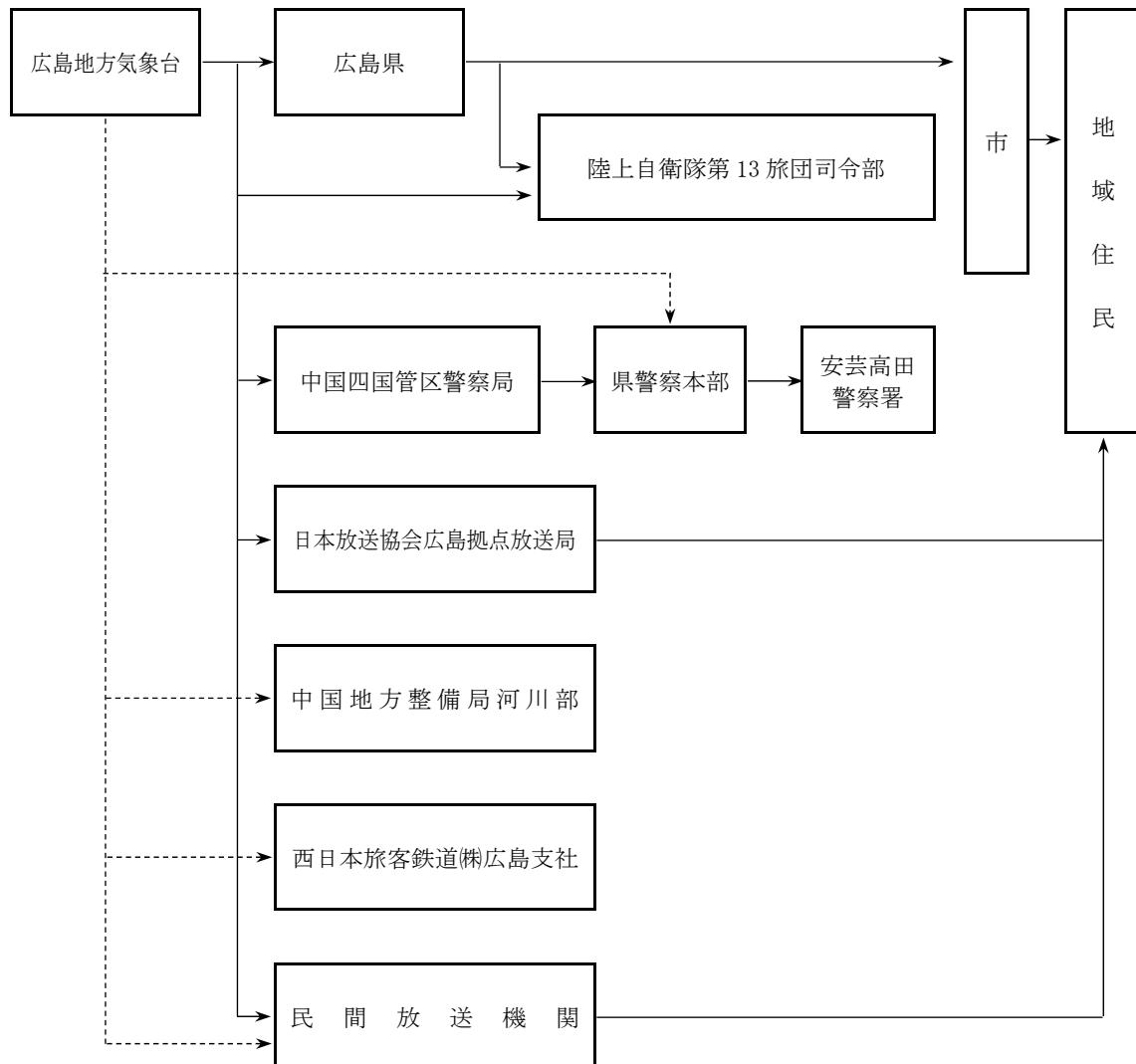
地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類	発表内容
震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を190に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

※国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所（震源）、及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として発表

(3) 伝達経路

広島地方気象台は、地震に関する情報を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



注：1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は予警報一斉伝達装置（専用線）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報システムをいう。）

2 民間報道機関は、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)、(株)中国新聞社である。

(4) 緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報をお太助フォン等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

3 地震災害情報の収集伝達手段

市における地震災害情報の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 地震災害情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ お太助フォンによる収集
- エ 地元消防機関、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- カ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- キ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ク マスコミの報道
- ケ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ 広島県防災情報システムの活用

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、口頭による伝達
- イ お太助フォンの活用
- ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ 緊急速報メールの活用
- オ 地元アマチュア無線のボランティアの活用

(3) 関係機関への伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

4 地震災害情報の収集伝達経路

(1) 通常の場合（災害対策本部を設置していない場合）の経路

ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

災害対策基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

イ 他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関する事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の大要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

前記ア、イの経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは、関係のある民間団体に通報する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害状況の情報交換

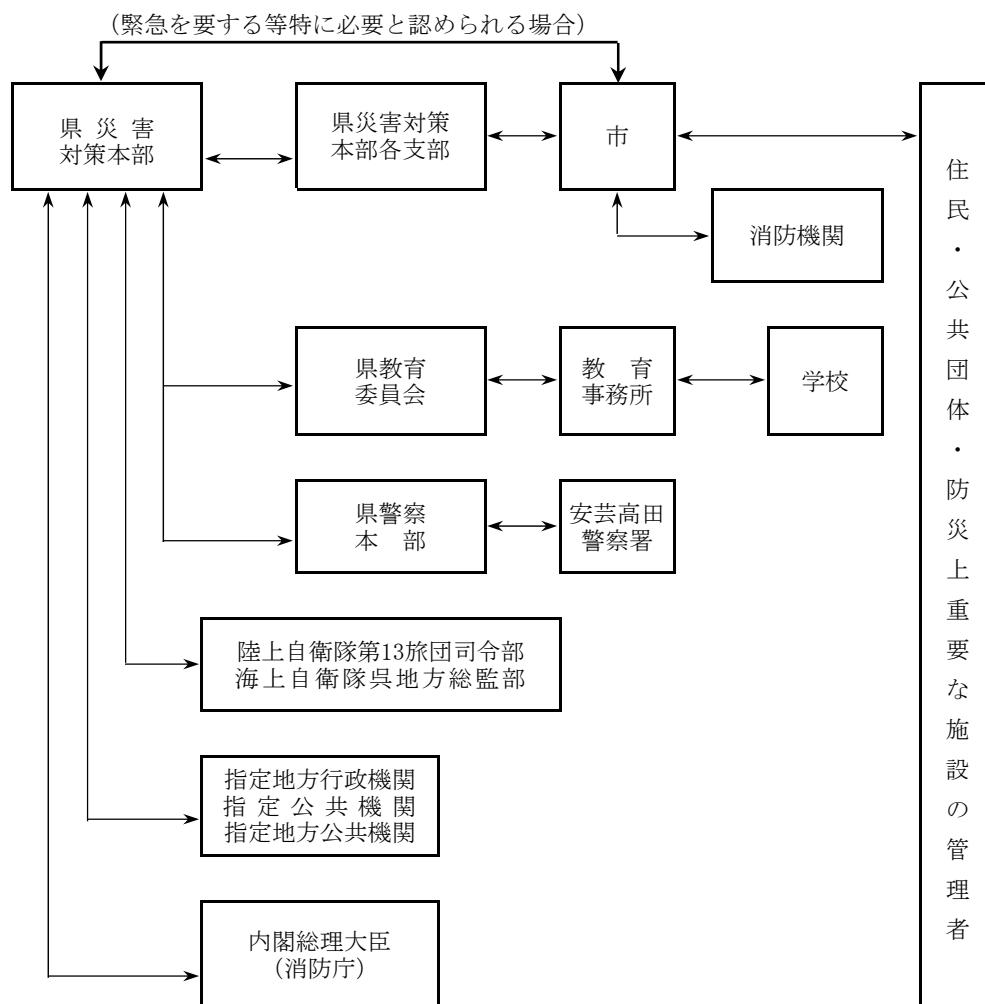
災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関する事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 災害対策本部を設置した場合の経路

災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。

ア 市長は、人、住家、福祉・商工業・病院・水道等の施設の被害、住民の避難状況、災害対策本部の設置及び廃止については、直接、県災害対策本部（情報連絡班）へ報告する。その他については、西部建設事務所（県災害対策本部支部）へ通知する。

イ 急施を要する場合で県災害対策本部へ通知するいとまのない場合、異常現象が直接影響する施設を管理する責任者又は内閣総理大臣（消防庁）へ通知する。



5 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市からの報告は、原則として広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって報告は県へ行うことを原則とするが、本市の区域内で震度5強以上を記録したものについては、直接、総務省消防庁へ報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

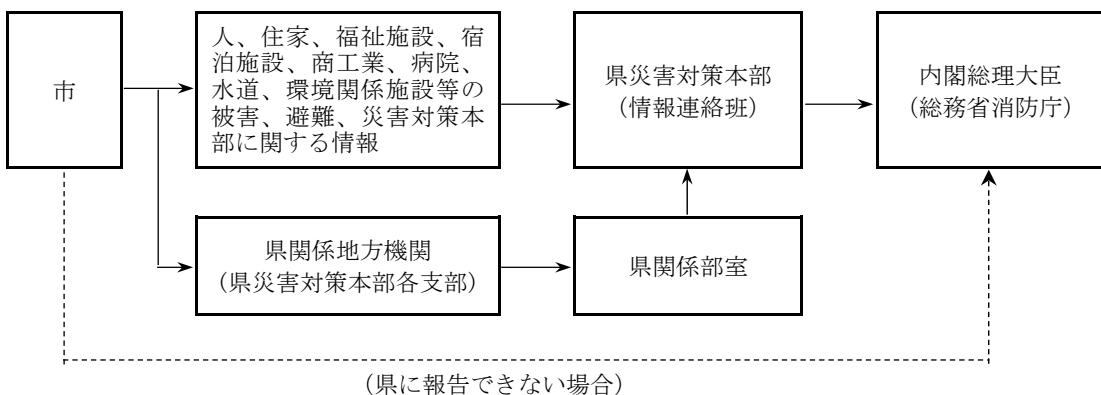
市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）



※内閣総理大臣への報告先（消防庁）（以下この節において同じ）

区分 回線別	平日(09:30~18:15)		左記以外
	震災等応急室	宿直室	
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛生通信ネットワーク	電話	9-048-500-90-49013	9-048-500-90-49101~3
	FAX	9-048-500-90-48033	9-048-500-90-49036

イ 地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式（表1）により行う。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市の消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

市が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(表1)

災 害 発 生 報 告

() 県支部
() 市町村

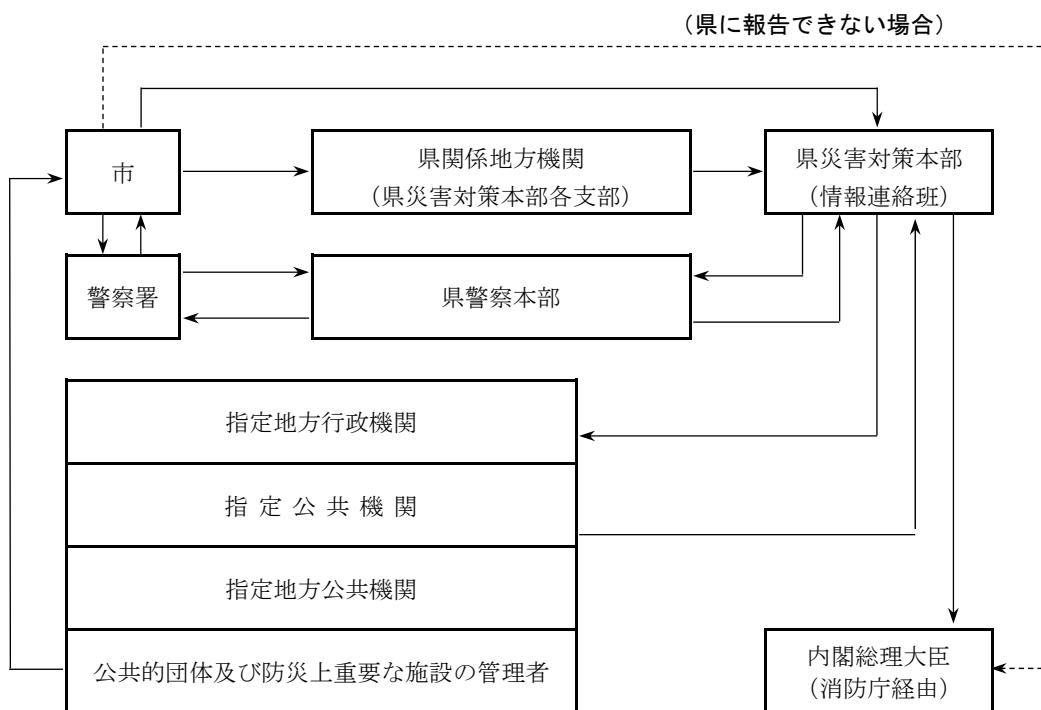
月 日 時 分 受信				13 火災の発生状況			
発信者 職氏名							
受信者 班	情報連絡班 班	氏名					
		1 調査 日時	月 日				
時 分							
2 発生 場所							
人 の 被 害	3 死 者	人	氏名 (生年月日)		災 害 に 対 し と つ て い る 措 置	17 災害対策本部設置	月 日
	うち災害 関連死者	〃	〃 (〃)				時 分
	4 行方 不明者	〃	〃 (〃)				
	5 重傷者	〃	〃 (〃)				
住 家 の 被 害	6 軽傷者	〃	〃 (〃)			19 消防職員	
	7 全壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人		20 消防団員	
	8 半壊 (半焼)	〃	〃	〃		21 警察官	
	9 床上浸水	〃	〃	〃		22 その他	
非住 家 の 被 害	10 床下浸水	〃	〃	〃		計	
	11 学校等 公共建物				23 その他の 応急措置		
12 その他							

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるために必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

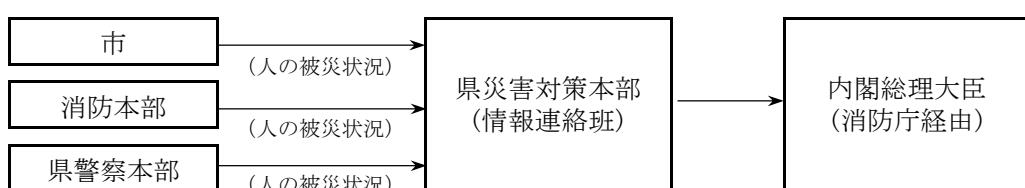
市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ 人の被害についての即報

市、消防本部及び県警察本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。



(表2)

被 害 総 括 表

月 日 時 分 現在					() 県支部			
					() 市町村			
被害区分		被害内容			被害区分		被害内容	被害額(千円)
① 人	ア 死者	人	氏名		④ 公 共 建 物	キ 幼稚園	公	棟
	うち災害関連死者	〃	〃			私	〃	
	イ 行方不明者	〃	〃			専修学校	公	〃
	ウ 重傷者	〃	〃			各種学校	私	〃
② 住 家	エ 軽傷者	〃	〃		ケ 病院		〃	
	ア 全壊(全焼・流失)	棟	世帯	人	コ 官公庁その他		〃	
	イ 半壊(半焼)	〃	〃	〃	⑤ 神社・仏閣・文化財			〃
	ウ 一部破損	〃	〃	〃	ア 道路被害		か所	
	エ 床上浸水	〃	〃	〃	イ 橋梁被害		橋	
③ 非 住 家	オ 床下浸水	〃	〃	〃	ウ 河川被害		か所	
	ア 全壊(全焼・流失)	公共建物	棟		エ 砂防設備被害		〃	
	イ 半壊(半焼)	公共建物	〃		オ 治山施設被害		〃	
	ウ 一部破損	〃	〃	〃	カ 港湾施設被害		〃	
	エ 床上浸水	〃	〃	〃	キ 漁港施設被害		〃	
被害区分			被害内容	被害額(千円)	ク 海岸施設被害		〃	
④ 公 共 建 物	ア 小学校	公	か所		ケ その他	〃		
		私	〃		⑦ 農 林 水 産 施 設	ア 流失・埋没	ha	
	イ 中学校	公	〃			田 冠水	〃	
		私	〃			イ 流失・埋没	〃	
	ウ 高等学校	公	〃			畑 冠水	〃	
		私	〃			ウ 農道被害	か所	
	エ 大学	公	〃			工 溝池・水路被害	〃	
		私	〃			才 頭首工被害	〃	
	オ 高等専門学校		〃			カ 路面被害	〃	
	カ 特別支援学校		〃			林道 橋梁被害	橋	

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分	被害内容	
(7)	キ 水産施設被害	か所		罹災世帯数		
	ク その他	〃		罹災者数		
(8)	ア 農産被害	〃		被害総額		
	イ 林産被害	〃		⑨ 火 災 発 生	ア 建物	
	ウ 水産被害	〃			イ 危険物	
	エ 商工被害	〃			ウ その他	
その他	オ 山くずれ	山腹崩壊	ha	災 害 に 対 し て と つ た 措 置	月 日 時 分	
		渓流崩壊	〃			
	カ 地すべり	か所			災 害 対 策 本 部 設 置	地区名 避難場所 世帯数
	キ 崖くずれ	〃				
	ク 木材流出	m ³				
	ケ 山林焼失	ha				
	コ 鉄軌道被害	か所				
	サ 船舶	沈没	隻			
		流失	〃			
		破損	〃			
	シ 清掃施設被害	か所			合 計	
	ス 都市施設被害	〃			消防職員等 出動状況	人 〃 〃
	セ 自然公園施設被害	〃				
	ソ 地すべり防止施設被害	〃				
	タ 急傾斜地崩壊防止施設被害	〃				
	チ 工業用水道被害	〃				
	ツ 水道施設被害	〃				
	テ 水道(断水)	戸				
	ト 電話(不通)	回線				
	ナ 電気(停電)	戸				
	ニ ガス(停止)	〃				
	ヌ ブロック塀等被害	か所				
	ネ その他	〃				

■用語の定義

人 の 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
非 住 家 被 害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたる積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公 共 土 木 施 設	公共土木施設	原則として公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農 林 水 産 業 施 設	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畠の流失埋没	田畠の耕土流出、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。
そ の 他	田畠の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、苗木等の被害とする。
そ の 他	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	堆積土砂又崩壊により、家屋・公共施設に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	地すべり	地すべりにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
そ	崖くずれ	崖くずれにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及び屎処理施設の被害とする。
の	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。(維持管理に属することとなるものを含む。)
	自然公園等施設被害	自然公園法(昭和32年法律第161号)、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道(断水)	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
他	電話(不通)	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気(停電)	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス(停止)	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
被害総額		物的被害の概算額とする。(千円単位)
火災発生		火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

第3節 通信運用計画

1 方針

市、県及びその他防災関係機関は、震災時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

広島県総合行政通信網の活用により、震災時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と合同庁舎等とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

3 公衆電気通信設備の優先利用

(1) 加入電話の非常申し込み

ア 加入電話の優先利用の申し込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込を行い、承認をうけておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申込み先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

イ 非常・緊急電報の申し込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前述アの「災害優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申込み先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要請先	電話番号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

エ 臨時電話（有償）等の申し込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間をして、加入電話の提供を受け

るための契約電話（有料）を申込む。

区分	申込先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2) 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話及びお太助フォンを利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力ネットワーク株式会社、西日本旅客鉄道㈱広島支社、広島県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

4 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

(1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

- ア 有線通信が途絶した場合には、防災関係機関の設置する孤立防止用無線、市消防本部消防無線、防災行政無線（移動系）、アマチュア無線等を有効に活用するものとする。
- イ 「安芸たかた広域ネットワークシステム」を有効に活用する。

(2) 報道機関（テレビ・ラジオ）の利用

震災時において、緊急を要する等特別な必要がある通知、要請、指示、伝達、警告等を住民、市職員等に伝える場合、「震災時における放送要請に関する協定」に基づき、市は、知事を通じてNHK広島放送局及び民間放送機関に対し、伝達すべき情報の放送を依頼する。

(3) アマチュア無線の活用

- ア アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、通常時には禁じられているが、震災時において通信手段が途絶した際には、非常通信として、これを活用することを図るものとする。
- イ 市は、平常時より地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、震災時における非常通信の協力を依頼する。

(4) 移動体通信設備の利用

市をはじめとする防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために携帯電話等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

5 通信施設の応急対策

(1) 応急処置

- ア 災害救助活動に直接関係する防災関係機関は、重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、N T T西日本の協力を得て、速やかに公衆通信施設の応急復旧を行うものとする。
- イ 災害を受けた通信施設の応急復旧は、おのおのその施設の設置者、管理者が実施するが、市長は、これが円滑に行われるよう協力する。

(2) 要員及び資材の確保

応急処置の実施に必要な要員及び資材について、あらかじめ市内関係業者に協力を求める等体制を整えておくものとする。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

市及び通信施設を保有する機関は、震災時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

7 通信機器の供給の確保

市及び県は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急調達を要請するとともに、調達した通信機器は、適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

市及び県は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の派遣を要請する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

地震災害が発生した場合においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、市が県及び広島市のヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、防災ヘリコプター及び消防ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策について定める。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模地震災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

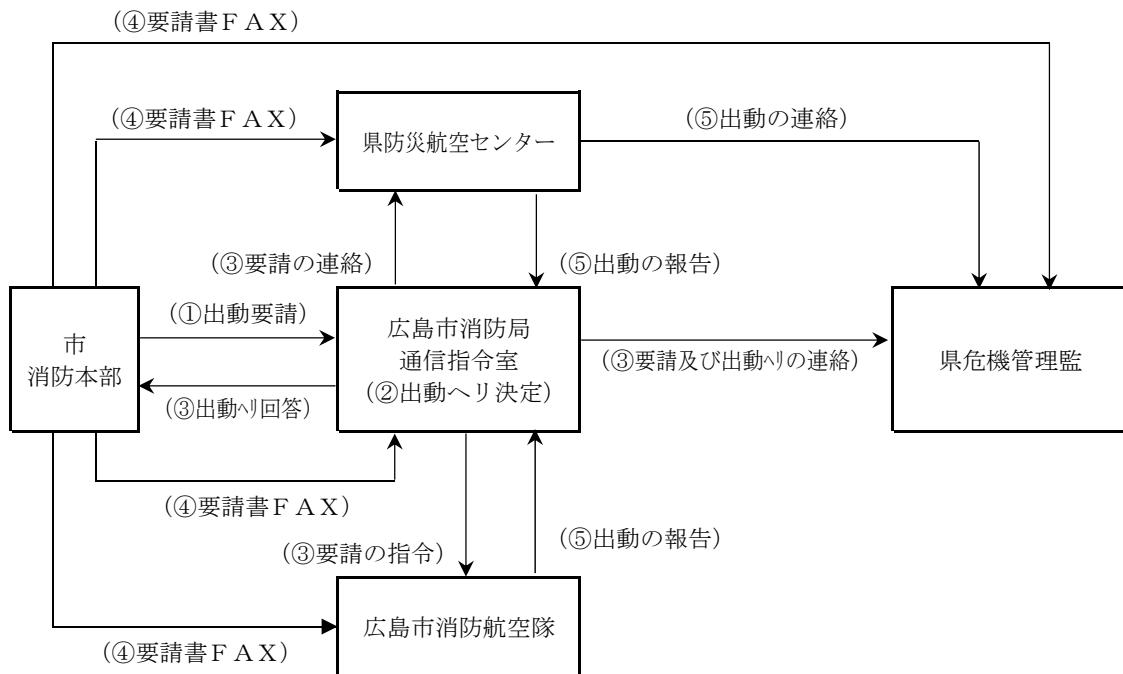
4 活動拠点の確保

県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの適地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

5 支援要請

(1) 県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。

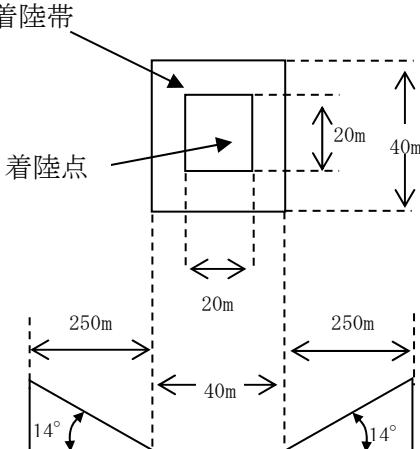


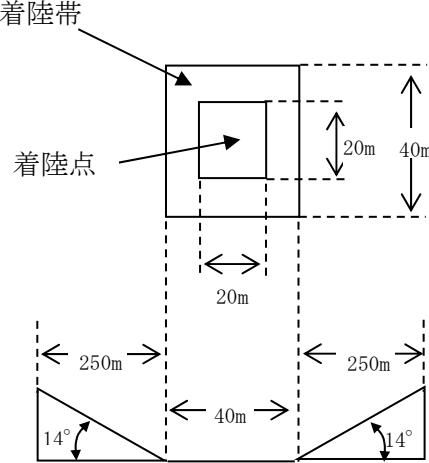
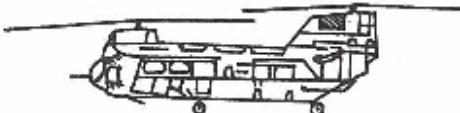
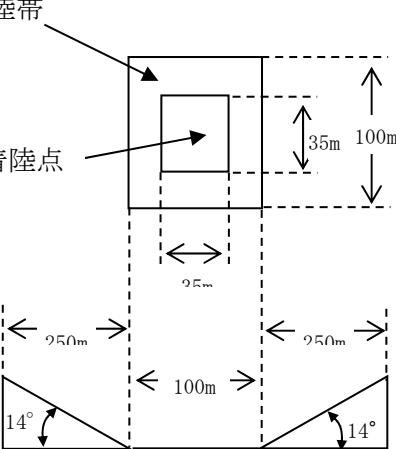
(2) 県及び広島市は、市又は消防本部から出動要請を受けた場合、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行う。

6 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小・中型	 広島県防災航空隊 アグスタ AW 139  広島市消防航空隊 AS 365 N3	 <p>The diagram illustrates a helipad landing zone (着陸点) for small-to-medium helicopters. It features a central rectangular landing area with dimensions of 20m by 40m. The landing area is surrounded by a larger square boundary of 250m by 250m. The corners of this outer square are cut off at a 45-degree angle, forming a trapezoidal shape. The distance between the outer corners is 40m. The entire landing zone is labeled with a 14° angle indicator at each corner.</p>

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小・中型	 <p>広島県警察航空隊 AS 365 N2</p>  <p>海上保安庁広島航空基地 アグスタ AW 139</p>  <p>海上保安庁広島航空基地 シコルスキー S76D</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1H</p>	 <p>着陸帶</p> <p>着陸点</p> <p>20m</p> <p>20m</p> <p>250m</p> <p>40m</p> <p>250m</p> <p>14°</p> <p>14°</p>
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MH-53 E</p>	 <p>着陸帶</p> <p>着陸点</p> <p>35m</p> <p>100m</p> <p>950m</p> <p>100m</p> <p>950m</p> <p>14°</p> <p>14°</p>

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

- ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い

上がるおそれがあるときは、充分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

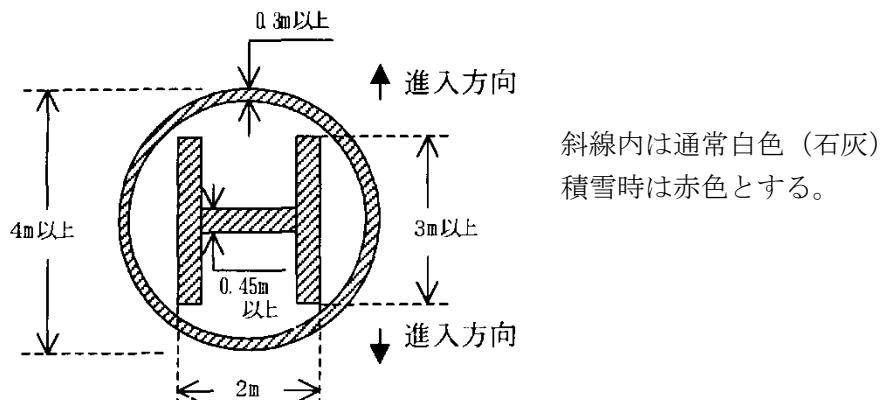
イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整すること。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準とした(H)を表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所との競合を避けることとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

1 方針

この計画は、災害に際して、住民の生命又は財産を保護するため、応急対策の実施が市の防災能力では防災上十分な効果が得られない場合、又は市長が特に必要と認めた場合に自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定による自衛隊派遣要請について定める。

2 災害派遣の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救助物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の障害物の撤去
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保全及び除去

3 災害派遣要請の要求等

- (1) 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。
- (2) 市長は、上記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待つまいとまがないと認められるときは、自主派遣等をすることができる。
- (3) 市長は、上記(2)の通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

4 災害派遣要請要求の手続き

- (1) 要請要求は、市長が直接知事（危機管理監）にする。
- (2) 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。
要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線 2412

(夜間、土日祝日等) 内線 2900 (当直幕僚)

(イ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原市3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

(課業時間外) 内線 2203 (SOC 当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783～2785

(直通) 082-511-6720

082-228-2159

(イ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34

電話 0848-86-8650

5 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令及び通報
- (2) 本市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 本市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること

6 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市長に派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊等との連絡に当る職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した場合、市長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について

万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 派遣部隊の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市と密接な連絡をとるのに必要な適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿営地及び駐車場等の準備（平常時から宿営地候補の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動が開始できるために必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの指定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救助活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 市は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事を通じて自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第6節 受援計画

1 方針

地震が発生し、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や近隣市町、県の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

(1) 知事等に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする職種別人員
- ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ その他必要な事項

(2) 他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内全市町による地震災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町に応援を求める。

応援を求められた市町長は県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。

また、県のあっ旋により、その他の防災関係機関の応援を行う。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(4) 相互応援協定等の締結

市長は、地震災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定等を締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努める。

(5) 応援要員の受入れ体制

災害応急対策を実施するに際して、市外から必要な応援要員等を導入した場合、市長はこれらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あっ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(6) 被災地への職員の派遣

県及び市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

第7節 救出計画

1 方針

地震による家屋等の崩壊、崖崩れ及び土石流等により多数の要救助者が発生した場合には、市、県、県警察、第六管区海上保安本部及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現場においては、原則として、市（消防機関を含む。）の長が、救出活動の指揮を執るものとする。

2 被災者の救出

(1) 陸上における救出

- ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。
- イ 市による救出が困難なときは、すみやかに警察署に連絡し、合同して救出に当たる。
- ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達をするときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（県及び他の市町に応援要請する場合）

- （ア）災害の状況及び応援を必要とする理由
- （イ）応援を必要とする期間
- （ウ）応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数
- （エ）応援を必要とする区域及び活動内容
- （オ）その他参考となるべき事項

（自衛隊に派遣要請する場合）

「自衛隊災害派遣要請計画」参照

- エ 救護機関及び県警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

3 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行う。なお、市は、自主防災組織及び事業所等に対して、日頃から自主的な救出活動に関する啓発を行う。

- ア 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救助者等の早期発見に努める。
- イ 要救助者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防本部又は安芸高田警察等に連絡し、早期救出に努める。
- ウ 可能な限り、市、消防本部、安芸高田警察署と連絡をとり、その指導を受ける。

第8節 避難対策計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲の火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

このため、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

2 避難の指示等

(1) 指示を行う者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア 市長の措置

(ア) 市長は、火災、がけ崩れ、土石流等の事態が発生し、又は、発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立ち退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

(イ) 市は、地震発生後の二次災害を防止するため、あらかじめ危険が予想される地域について、雨量、水位等による避難指示等を発令する場合の基準の具体化に努めること。

イ 警察官の措置

警察官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置を行ういとまがないとき又は市長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

(ア) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官等がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(イ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官のその場にいないときに限り、危険な場所にいる住民の避難の指示をすることができる。

エ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 知事又はその命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。

(イ) 災害の発生により、市がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施する。

(2) 避難指示等の内容

市長等が避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。また、避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難指示等の発令理由
- (ウ) 避難先及び避難経路
- (エ) 避難の方法及び携行品
- (オ) その他必要な事項

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

- ア 避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容をお太助フォン、災害情報共有システム（L－アラート）、広報車、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接市民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。
- イ 市、安芸高田警察署、県、自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

(4) 避難措置及び解除の報告

ア 避難指示等を行った場合

- 市長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。
- (ア) 提出先 危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）
 - (イ) 報告方法 総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話
 - (ウ) 報告事項
 - a 避難指示を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時
 - b 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

イ 避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

ウ 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。

エ 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

- (ア) 提出先 危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）
- (イ) 報告方法 開設後直ちに総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行い、その後速やかに文書による報告を行う。
- (ウ) 報告事項 指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

(5) 防災上重要な施設の避難対策

- ア 病院、学校、ホール、大規模商業施設、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を発令した場合は、これらの施設に入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全確保に努める。
- イ 保育園、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
 - (ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生、給食の実施方法について定める。
 - (イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

- ア 市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

- ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。
なお、あらかじめ避難場所を選定した市長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。
- イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、車両の活用、援助者等について事前に決めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- エ 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。
- カ 避難に当たっては、誘導責任者は、次の事項を住民に周知徹底する。
 - (ア) 戸締まり、火の始末を完全にすること。
 - (イ) 携行品は、必要最小限の物品とすること。
〔食料、水筒、タオル、ちり紙、新聞紙、着替え、懐中電灯（予備の乾電池）、携帯ラジオ（予備の乾電池）、毛布、医薬品、ビニール袋等〕
 - (ウ) 服装は軽装とすること。雨具、帽子、手袋、雨靴、防寒衣等を携行すること。

(3) 再避難の措置

誘導に当たる市、消防本部及び消防団等の関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失すことなく再避難等の措置を講ずる。

4 指定避難所の管理運営

- (1) 指定避難所の運営に当たっては、市職員が指揮をとり、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- (2) 市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- (3) その他指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。
 ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、災害対策本部総務企画部へ定期的に連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため、保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッドの活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める

エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策と

して必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ク 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- ケ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- コ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- サ 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
- 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

5 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

6 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊

施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

第9節 医療、救護計画

1 方針

地震が発生した場合は、市、県、国、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院・協力病院、安芸高田市医師会、安芸高田市歯科医師会等各医療機関は、相互に協力して迅速かつ的確に医療（助産を含む、以下同じ。）救護活動を実施する。

2 実施内容

- (1) 地震災害の発生後、特に初期の段階においては、市内の医療機関による医療救護活動が中心となるため、市長は、大地震が発生したときは、あらかじめ定める計画に基づき、安芸高田市医師会、安芸高田市歯科医師会及び吉田総合病院その他の医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (2) 市の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。
- (3) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

3 医療・救護

(1) 医療救護班

原則として、医師1人、看護師2人、薬剤師1人、事務員1名をもって1班とする。その編成に当たっては、救護の中心となる医療機関をあらかじめ選定するとともに、関係機関で協議の上、構成員を指名しておくなど、平素から活動可能な状態を確保するものとする。

(2) 救護所

- ア 必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。
- イ 救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

(3) 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

ア 震災発生後初期段階への対応

- (ア) 市は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等の備蓄に努めるものとする。
- (イ) 備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は安芸高田市医師会等に協力を依頼する。

イ 震災発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸共済組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

なお、あらかじめ関係業者等と十分協議し、調達の方法等について協力を得るよう努めるものとする。

(4) 救急搬送の実施

- ア 負傷者の医療機関への搬送は、原則として市が実施する。
- イ 救護所から医療機関へ搬送する場合で、市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。
- ウ 緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプタ

一等により行う。

第10節 消防計画

1 方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防本部の活動体制及び消防相互応援態勢等の整備充実を図るものとする。

2 消防活動体制の整備

- (1) 市等は、大地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

大地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消防活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

- (2) 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 大地震発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 大地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 大地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 大地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防長又は消防署長は、消防職員を指揮し、消防団は消防長又は消防署長の所管のもとに行動し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、安芸高田警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指揮を図る。

4 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動

消防長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

(1) 火災発生状況等の把握

L Pガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

- LPガス、高圧ガス、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。
 - ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
 - イ 警察及び消防機関等関係防災機関に速やかに状況を連絡する。
 - ウ 立入り禁止等の必要な措置を講ずる。

5 相互応援協力体制

市等は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第11節 警備、交通規制、交通確保計画

1 方針

震災時における住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察の所管にかかる警備活動の実施に協力する。

また、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

さらに、道路管理者等その他の関係機関においても、障害物の除去等を行い、交通確保に努める。

2 警備対策

「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところにより、安芸高田警察署等が行う警備対策との密接な連絡、連携を図る。

3 交通規制・交通確保対策

(1) 実施責任者

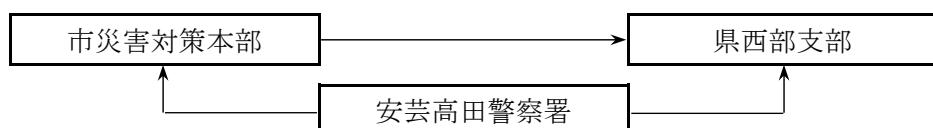
市は、震災時の円滑な道路交通を確保するため、安芸高田警察署及び各道路管理者と協力し、適切な交通対策を講ずるものとする。

(2) 交通規制

ア 市は、道路の被害及び交通状況の把握を行い、それぞれの道路管理者と連携を密にし、応急対策を的確かつ円滑に行うために必要と認めるときは、関係機関及び安芸高田警察署に通報し、区域又は区間を指定して車両の通行禁止又は制限等交通規制の措置を講じる。

イ 市は、交通規制を実施したときは、速やかに規定の標識を立てるとともに、適當な回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

ウ 市は、交通規制等を行ったときは、次の系統により、禁止制限の種別と対象、規制する区間・期間・その理由、う回路とその他の状況を報告又は連絡する。



エ 被災地区に交通規制の処置がなされた場合、規制の内容等をお太助フォン等により住民に周知するものとする。

オ 震災時に一般交通規制（混雑緩和の措置、危険防止のための交通制限、禁止等）がなされた場合、市長並びに消防団員は、交通秩序が維持されるよう有機的な連携に努めるものとする。

(3) 交通確保対策

ア 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県公安委員会は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

イ 緊急交通路の確保

(ア) 緊急交通路の確保は、市をはじめとする道路管理者及び安芸高田警察署が協力

して行う。

- (イ) 緊急交通路については、一般車両の通行を規制する。
- (ウ) 緊急交通路上の障害物は優先的に除去するとともに、亀裂等の被害を受けた道路は速やかに復旧し、緊急通行の確保に努める。

ウ 道路施設の復旧

道路管理者は、建設業界等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

エ 交通安全施設の復旧

県公安委員会は、緊急通行路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先し、交通安全施設の応急復旧を行う。

オ 障害物除去等

- (ア) 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間に内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

- (イ) 地震によって道路等に運ばれた土砂、竹木等の障害物は、円滑な交通を確保するよう、空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に処分する。又、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急通行路以外の道路の路端等に処分する。

(4) 緊急通行車両の確認等

被災者の人命救助等の目的で、負傷者や医薬品等の物資を緊急に搬送又は輸送する必要が生じた場合は、事前の届け出に基づいて、県公安委員会から公布されている

「緊急車両事前届出済書」を安芸高田警察署に提出し、緊急通行車両の標識及び証明書の交付を受け、災害時の救急活動等を迅速に行うものとする。

第12節 輸送計画

1 方針

地震が発生した場合、市、県及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を各機関又は運送業者等の保有する車両等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療器具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

3 輸送車両等の確保

- (1) 市は、あらかじめ定める震災時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県にあっ旋を要請する。

- ア 輸送区域及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要事項

第13節 広報・被災者相談計画

1 方針

地震発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報し、住民の不安解消、また、被災者の生活再建等の支援に努めるとともに、無用の混乱を排除するよう配慮する。

なお、住民への情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、住民の動向と要望を把握する。

2 広報活動

市、消防本部及び安芸高田警察署は、他の防災関係機関と緊密な連携の下に、災害発生時には、パニック、余震、火災等による二次災害の防止、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に、次の事項について広報活動を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(1) 広報の内容

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- (イ) 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- (ウ) 医療、救護所の開設に関する情報
- (エ) 災害発生状況に関する情報
- (オ) 出火防止、初期消火に関する情報
- (カ) 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- (キ) その他安心情報等必要な情報

イ 応急復旧時の広報

- (ア) 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- (イ) 電気、水道、下水道の復旧に関する情報
- (ウ) 交通機関、道路の復旧に関する情報
- (エ) 電話の利用と復旧に関する情報
- (オ) ボランティア活動に関する情報
- (カ) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (キ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) 被災建築物応急危険度判定活動に関する情報
- (ケ) 被災宅地危険度判定活動に関する情報
- (コ) その他生活情報等必要な情報

(2) 広報の方法

ア お太助フォンによる広報

イ 窓口による広報

ウ 広報車、ハンドマイクによる広報

- エ 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- オ ビラ配布等による広報
- カ 自主防災組織、自治会組織等を通じての連絡
- キ 県に対する広報の要請
- ク 報道機関への情報提供、放送要請
- ケ 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- コ インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- サ 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- シ 繁急速報メールの活用

(3) 広報体制の充実

- ア 迅速かつ確実な情報の収集、提供を行い、的確な防災活動の実施を図るため、お太助フォンその他の広報設備の整備に努める。
- イ 安芸たかた広域ネットワークシステムやパソコン通信の電子メール、N T T災害伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の活用に努める。
- ウ 正確な災害情報を把握し、伝達するため、災害対策本部に災害情報担当を設置し、情報管理の充実を図る。

(4) 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は知事を通じて依頼する。

3 被災者相談活動

(1) 被災者相談機関

地震災害が発生した時には、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

(2) 相談方法

- ア 被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を役場内の所定の位置に設ける。
- イ 必要に応じて被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。
- ウ 相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じて適正に対処する。相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。

4 安否情報の提供等

県又は市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第14節 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、地震発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、市は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所用の措置を行う。

なお、大地震の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安制の確立に努め、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 危険物等災害応急対策

(1) 市又は消防本部は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

- ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ウ 危険物施設の応急点検
- エ 異常が認められた施設の応急措置

(2) 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

(1) 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

4 毒物劇物災害応急対策

(1) 市又は消防本部は、県、県西部保健所、安芸高田警察署と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施し、災害の発生及び拡大等を防止する。

第15節 水防計画

1 方針

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策

(1) 河川、ため池等の管理者

ア 地震発生に起因して堤防、ため池等の破損による浸水が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長の指示を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退の指示を行う。

なお、市長が立退きの指示を行う場合は、その旨を安芸高田警察署長に通知する。

イ 河川、ため池等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急処置を講ずる。また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に報告する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、地震発生後直ちに区域内の河川、ため池等を巡回するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるものとするが、緊急を要する場合には、水防活動に当たる。

(3) その他

その他応急対策の実施は、「安芸高田市水防計画」に定めるところによる。

3 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

(2) 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第16節 災害救助法適用計画

1 方針

知事は、地震により一定規模以上の被害が発生した市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 災害救助法の適用

(1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。

（同法第2条第1項に定める適用）

（7）市区域内の住家滅失世帯数が表1の災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」以上であること。

- (イ) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市区域内の住家の滅失世帯数が表1の災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」以上であること。
- (ウ) 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市区域内の住家滅失世帯数が多数であること。
- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

表1 災害救助法適用基準

区分 市名	人口	1号基準世帯数	2号基準世帯数
安芸高田市	29,488人	50世帯	25世帯

注：平成27年10月1日現在 国勢調査人口

- イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）
 - (ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいづれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。
 - (イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

3 災害救助法の適用手続き

- (1) 市における災害が前記（2）のいづれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。
- (2) 県は、市町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

4 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から 7 日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から 2 年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に受け入れられた者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	災害発生の日から 7 日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から 7 日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医 療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から 7 日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から 3 日以内
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から 3 か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内に完了)
学用品の給与	住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水等により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	災害発生の日から (教科書) 1 か月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内
埋葬	災害の際死亡した者 (実際に埋葬を実施する者に支給)	災害発生の日から10日以内
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の対策 7 救助用物資の整理配分	各応急救助の実施が認められる期間以内

救助の種類	対 象	期 間
実費弁償	災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産婦、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

5 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMAT の派遣など）

第17節 食料供給計画

1 方針

市は、地震災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状況や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食物供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は震災時に備えて、食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 市長は必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 実施方法

- (1) 市長は、震災時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
- (2) 市長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (3) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- (4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- (4) 旅館、ホテル内の宿泊人及び前記の(2)、(3)住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第18節 給水計画

1 方針

地震災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、市は飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

2 事前対策

- (1) 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害に備えて、浄水場、幹線管路等基盤整備施設の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐震性の向上に努める。
- (2) 緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努める。
- (3) 地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法等を明確にした計画の策定及び訓練の実施などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。
- (4) 医療機関等に対する給水については、十分配慮しておくものとする。

3 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用される前において、水道により水を供給しているときは、その水道事業者が供給の責務を有する。
- (2) 地震災害により次の事態が発生した場合、法令の定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を委任したときは市長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長	感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
震災時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

4 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、井戸等の施設がすべて汚染し、飲料水が得られない場合は飲料水に限り、給水量は1人1日3ℓとして7日間以内（必要な場合は延長できる）の期間供給する。

(2) 感染予防及び感染症の患者に関する法律による給水

感染症予防上必要と認め、知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20ℓ程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

震災時により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが公共の利益のため、必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

5 飲料水等供給方法

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 給水車等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- (2) 净水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- (3) 避難所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- (4) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- (5) 給水用資機材の調達を行う。
- (6) 関連事業者の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- (7) 市のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、近隣市町又は県に応援を要請する。
- (8) 自己責任によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (9) 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- (10) 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

第19節 生活必需品供給計画

1 方針

市は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、震災時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

市及び県は相互に協力し、被災者に対し、生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

- (1) 市長は、災害救助法が適用された場合、知事の補助者として生活必需品を被災者に給与又は貸与する。
- (2) 同法第30条の規定により、市長が知事より生活必需品等の給与又は貸与の権限を委譲されたときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震により住家に被害（全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財入手することができない状態にある者。

(2) 適用期間

災害の発生の日から10日以内を限度として、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

(3) 生活必需品等の範囲

- ア 寝具（毛布等）
- イ 外衣（ジャージ等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）
- エ 身の回り品（タオル、サンダル等）
- オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）
- カ 食器（コップ、皿、箸等）
- キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）
- ク 光熱材料（LPGガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4 実施方法

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び近隣市町に対し応援を要請する。

第20節 防疫計画

1 方針

市及び県は、地震発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、伝染病の発生及び拡大の防止のための防疫活動を実施する。

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延予防のため、県知事は次表の措置を行う。

このうち、①～③については知事は感染症患者若しくはその保護者、又はその場所の管理者等に命じてこれを行わせることができるが、それらによる実施が困難な場合は、知事の指示により市が実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給する。

実施の内容	条項	措置の内容
①病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 新感染症 指定感染症
②ねズミ族・昆虫等の駆除	法第28条	
③病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	
④生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
⑤病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新感染症 指定感染症
⑥病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	

(2) 防疫活動

ア 市は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ネズミ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

イ 市は、避難所における防疫を実施する。

(3) 被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、県に報告する。

(4) 防疫計画の作成及び報告

市長は、知事の指示に従い防疫計画を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

第21節 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

また、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第22節 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、安芸高田市危機管理マニュアル（大気汚染対策資料）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壤、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、安芸高田市危機管理マニュアル及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第23節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

震災時において死者が発生した場合、市、県及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にして、遺体の搜索、取扱い及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、災害救助法施行細則の適用基準に従い、市長は知事の補助者として消防本部、消防団、安芸高田警察署及びその他の関係者の協力のもとに適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長は実施責任者となり遺体の搜索を行う。

3 遺体の取扱い

- (1) 遺体について、安芸高田警察署と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、安芸高田警察署等に積極的な提供を行う。
- (3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検死業務の遂行のため、検死場所の確保に努めるとともに、検死に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について安芸高田警察署等と連携して対応する。
- (4) 検死及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。
 - ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等処置を行う。

イ 遺体の身元識別のため、相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐乱防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市からの応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援を要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

(1) 身元不明の遺体については、安芸高田警察署その他の関係機関の連絡の基に、措置する。

(2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行病人死亡取扱い法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

ア 知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため、必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

イ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

ウ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第24節 文教・保育計画

1 方針

震災時において、園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、震災後の生徒等の不安感の解消に努め、保育・教育活動が円滑に実施できるよう応急保育・教育の実施、その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、震災時において学校・保育園や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1) 学校・保育園の管理者

ア 市立学校

市教育委員会

イ 県立学校

県立学校長

ウ 私立学校

私立学校長

エ 保育園

施設長

(2) 休業等の実施

学校及び保育園の管理者は、地震災害が発生した場合又は地震災害の発生により被害が拡大する恐れのある場合は市長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意するとともに、保護者への連絡を行い必要に応じて保護者又は職員同伴で帰宅させる。

(3) 避難の実施

学校及び保育園の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、避難計画に基づいて生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。また災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取り生徒等を引き渡すとともに、保護者と連絡が取れない等の理由により生徒等の引き渡しができない場合は、学校等において保護するものとする。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

ア 応急教育の実施責任者

(ア) 市立学校

市教育委員会

(イ) 県立学校

県立学校長

(ウ) 私立学校

私立学校長

イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、応急教育計画に基づいて校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所がその市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立学校にあっては知事）がその確保のため、あっ旋に当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実状に即した方法により実施する。

(ア) 生徒等、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。

(エ) 生徒等を学校へ一度に受入れられることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

なお、二部授業を行う時は、市立学校にあっては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

(オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会及び私立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会に協力を得てその確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

県知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、県知事がその実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒。

(イ) 支給範囲

a 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）

b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定

規等)

c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(イ) 支給限度額

a 教科書及び教材 紹介に要した実費

b 文房具及び通学用品 災害救助法施行規則に定めるところによる。

(ロ) 支給の期限

a 教科書及び教材 1か月以内

b 文房具及び通学用意品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立学校にあっては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努めるものとする。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 設置者（市教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学路の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するため、市長は災害危険箇所（水害時における道路、橋梁の決壊等）の実態を把握する。また、校長と協議し、通学方法について指示、その他必要な措置を講ずる。

(6) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう要請する。

5 応急保育対策

(1) 応急保育の実施場所

被災の程度等に配慮し、市内の他の公共施設も含め選定する。需要増加、長期化等により施設の確保が困難な場合は仮設も検討する。

(2) 応急保育の方法

応急保育は施設の状態、職員、児童及び家族の被災の程度、道路等の復旧状況を考慮して、実状に即した方法により実施する。

ア 保育時間

所長は、開所、閉所時間を状況に応じて社会福祉課と協議し、児童の安全を図る。

イ 保護者との連絡

児童の登所、降所については、保護者と緊密な連絡を取り安全を確保する。

(3) 職員の措置

職員の被災などにより通常の保育が行えないときは、必要に応じて臨時職員を随時派遣し保育を行う。

6 学校等が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校等の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2) 学校等の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と必要な協議を行う。

7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市と必要な協議を行う。

8 文化財に対する対策

(1) 文化財が被災した場合、所有者又は管理者に対し、消防機関に通報させるとともに速やかに市教育委員会に被災状況を報告させる。

(2) 市教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示するとともに県教育委員会に被害状況を報告する。

第25節 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

震災によって被害を受けた公共施設について、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害の防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障がないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

- (1) 防災上重要な拠点となる施設が、震災により被害を受けた場合は、道路、治山・治水施設等の各管理者と連携協力し、被災状況を速やかに調査し、応急復旧のための措置を講じる。
- (2) その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共・公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、震災により設備に被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保にむけて最大限の努力をする。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

市及び県は、砂防設備等の損傷や地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

治山施設管理者は、震災により施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、治山施設機能回復のため復旧工事を実施する。

また、市は災害発生により、二次災害が発生する恐れがある場合は、応急工事を実施する。

6 その他公共・公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共・公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

市長は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第26節 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

電力施設・ガス施設及び水道・下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。

2 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社

(2) 震災時における危険防止措置

震災時において、送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助にかかる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道などの機関

ウ 被災者受入れ施設（学校など避難所や避難所に指定された施設）

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・授受計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

(5) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 ガス施設の応急対策

(1) 一般ガス事業

ア 実施責任者

一般ガス事業者

イ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメーターによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、導管網をプロック化し、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ 要員及び資機材の確保

(ア) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保する。また、単独復旧が困難な場合には、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他のガス会社に融通を依頼する。

オ 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) 液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 緊急調査、緊急措置の実施

地震発生後、速やかに下水道施設の被害状況を把握するとともに、大きな機能障害につながる二次災害の未然防止に努め、大きな二次災害につながる危険があると認められる被害に対しては、緊急に措置を行う。

(3) 応急復旧対策

- ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。
- ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。
- エ 災害発生後速やかに各施設の点検を行い、被害調査を行う。
- オ ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機又はエンジン排水ポンプにより、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対処する。
- カ 管渠の被害に対しては、被害の程度に応じて応急措置を実施する。
- キ 工事中の箇所については、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指導監督を行う。

(4) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等を住民に周知するため、適切な広報を実施する。

(5) 資機材の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

第27節 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第28節 ボランティアの受入れ等に関する計画

1 目的

市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入に携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

市は、大地震災害時において、災害対策本部を設置したときは、安芸高田市社会福祉協議会が設置する安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。

安芸高田市社会福祉協議会が設置する安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターは、広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

(2) 市災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ態勢の確保について、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

(3) 安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連絡・調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

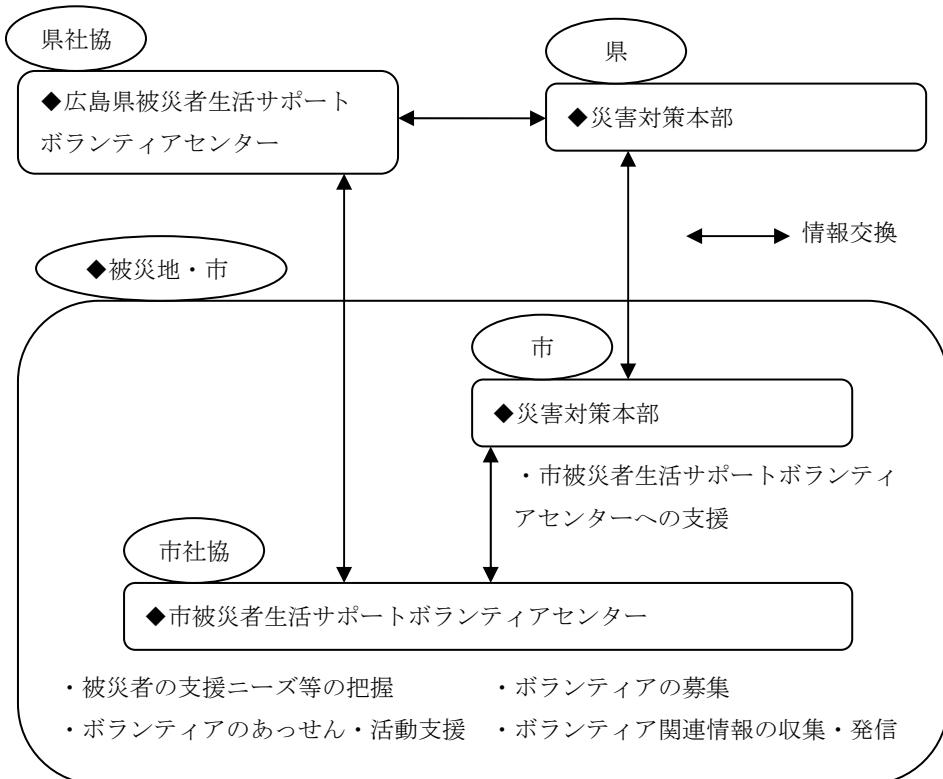
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



オ 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの受入れ等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

安芸高田市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの施設一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材の貸し出しを積極的に行い、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

5 災害情報等の提供

市は、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O ・ N G O 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 ボランティアの保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第29節 住宅応急対策計画

1 方針

地震が発生し、災害救助法が適用された場合には、市長は知事と協力して、被災者を受入れるための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (3) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (4) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (5) 被災宅地危険度判定の実施

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保を行い、市長は、これに対して協力する。
- (2) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について市長に委任したときは、市長が実施する。
- (3) 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行うものとする。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定するものとする。この場合別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとし、この場合、利用しようとする土地の所有者と十分な協議をし、確保することとする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に委任して実施するものとする。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施するものとする。

(1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び対象住宅の決定については、危険性住宅判定調査・修理対象基

準により決定する。

(4) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3ヶ月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法第14号）第21条の適用があるものについて受け入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市内の公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供を考慮する。

7 被災建築物応急危険度判定

多くの建物が被害を受けた場合、余震等による建築の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）を実施する。また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (ア) 判定実施の決定と判定実施本部の設置
- (イ) 判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- (ウ) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
- (オ) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (カ) 判定資機材の調達、備蓄
- (キ) その他必要な事項

イ 知事は、市からの要請に対し的確な支援を行う。

(2) 判定実施の事前準備

ア 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を施設する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておくものとする。

イ 市は、地震被害に備え、応急危険度判定実施本部あらかじめ整備しておくものとする。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、応急危険度判定の実施を決定し、直ちに応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市からの支援要請があったときは、応急危険度判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。

ウ 市長は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 市は、判定の実施の決定後速やかに、判定士等の食料の準備、判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所等の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わって、これを調達する。

(4) 県と市の連絡調整等

ア 市は、応急危険度判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 応急危険度判定実施本部は、知事が応急危険度判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を隨時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8 被災宅地危険度判定

大地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定(以下「宅地判定」という。)を実施する。また実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- (イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- (ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準
- (エ) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の養成、確保
- (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

- (カ) 判定資機材の調達、備蓄
- (キ) その他必要な事項

イ 知事は、市からの要請に対し的確な支援を行う。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 市長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 市長は、大地震発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市長からの支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなつたときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わって、これを調達する。

(4) 県と市の連絡調整

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を隨時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

(5) 国及び他都道府県に対する支援の要請

知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

県及び市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、住民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市においては、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

2 各種調査の住民への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 罹災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載）

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

- ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等
- イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障

害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおり（詳細は附属資料に掲載）である。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金）
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

6 市内諸団体の資金の充実

市内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

地震災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするため、市は関係行政機関と連携し、被災者に対する各種支援、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策等各種支援策を実施し、被災者の生活確保に努める。

2 実施事項

(1) 要配慮者の保護・支援

市、その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備し、被災者のうち、援護を必要とする住民に対して、関係機関と連携し、職業のあつ旋、租税の徴収猶予及び減免等、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援護を迅速に行い、要配慮者の保護・支援の充実を図る。

(2) 相談窓口の設置と関係機関との連携

市は市役所内に相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

(3) 生活関連物資の安定供給と物価の安定対策

市は、生活関連物資の安定供給のため、需給動向の把握を行うとともに、住民に対し必要な情報を提供する。また、物資の安定供給及び価格の安定について、関連業界に協力依頼をする。

(4) 罹災証明書の交付

ア 市長は、被災状況を調査のうえ、罹災台帳（別表1）を作成し、保管しておくものとする。

イ 市長は、罹災者から申請があったときは、次のとおり、罹災証明書（別表2）を交付する。

ウ 罹災台帳と照合して被災の事実を確認したときは、罹災証明書を作成し当該申請者に交付する。

罹災証明書の交付について被災状況が確認できないときは、本人の申告により仮証明書を交付することができる。この場合、調査確認したときは、罹災証明書に切り替え交付するものとする。

エ 罹災証明書の交付の申請は、罹災証明書交付申請書（別表3）により行うものとする。

【別表1】

(整理番号 号)

罹 災 台 帳

罹災場所 安芸高田市 町					物件所有者					
災害の原因					避難場所					
罹 災 者	住所又は所在地 電話 () -					法人名				
						(代表者)				
		続柄	氏 名	性別	生年月日	現 況			その他	
						健在	軽傷	重傷		
罹 災 状 況	住 家	<input type="checkbox"/> 全壊 (流失・全焼) <input type="checkbox"/> 半壊 (半焼) <input type="checkbox"/> 一部損壊				<input type="checkbox"/> 床上浸水 (cm) <input type="checkbox"/> 床下浸水 (cm) <input type="checkbox"/> その他				
		長さ×高さ×幅								
		<input type="checkbox"/> 崩 壊 <input type="checkbox"/> 陷 没 <input type="checkbox"/> 埋 没 <input type="checkbox"/> 流 失 <input type="checkbox"/> その他								
		その他								
	備 考									
罹災日	平成 年 月 日 時 分					調査員の職・氏名 印				
調査日	平成 年 月 日 時 分									

【別表2】

証明書番号 第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

安芸高田市長

印

※ただし、住家の被害認定調査を行った結果、証明内容に変更が生じた場合には、後日、調査結果に基づく罹災証明書を発行します。その場合、この罹災証明書は無効となります。

【別表3】

年 月 日

安芸高田市長 様

罹災証明書交付申請書

申請者 (窓口に来られた方)	住所
	氏名

印

罹 災 者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	備考

印

罹 災 事 項	災害原因			罹災年月日		
	罹災場所					
	罹 災 建 物	住 家	<input type="checkbox"/> 全壊（流失・全焼）	<input type="checkbox"/> 床上浸水（cm）		
			<input type="checkbox"/> 半壊（半焼）	<input type="checkbox"/> 床下浸水（cm）		
			<input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> その他		
	罹 災 非 住 家	非 住 家	<input type="checkbox"/> 全壊（流失・全焼）	<input type="checkbox"/> 床上浸水（cm）		
			<input type="checkbox"/> 半壊（半焼）	<input type="checkbox"/> 床下浸水（地面からcm）		
			<input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> その他		
	状 況	土 地	宅地	<input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他【】		
			田	<input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他【】		
畑			<input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他【】			
その他			<input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他【】			
	その他					

第4節 施設災害復旧計画

1 方針

- (1) 市は、応急対策を実施した後被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。
- (2) 災害復旧については再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原型復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行う等施設の向上を配慮する。
- (3) 災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合、市は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
道路法（昭和27年法律第180号）
河川法（昭和39年法律第167号）
砂防法（明治30年法律第29号）
森林法（昭和26年法律第249号）
海岸法（昭和31年法律第101号）
港湾法（昭和25年法律第218号）
公営住宅法（昭和26年法律第193号）
生活保護法（昭和25年法律第144号）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）
老人福祉法（昭和38年法律第133号）
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
壳春防止法（昭和31年法律第118号）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

第5節 義援金、救援物資受入及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する

[関係機関] 県、市、日本赤十字広島県支部、広島県共同募金会等

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、関係機関からなる義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議したうえで、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する

(2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、受付窓口を設置する。

イ 県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

(3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先、送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しあは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力を依頼

(4) 救援物資の配分

市は県との相互連携のもとに、避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

(5) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、(3)ア～エを広報し、物資の確保に努める。